



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第40号)…………… 1649

◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第41号)…………… 1650

告 示

◇公印の廃止(第198号)…………… 1650

◇物品出納員の設置及び会計管理者の権限に属する事務の委任(第199号)…………… 1650

◇区物品出納員の設置及び区会計管理者の権限に属する事務の委任(第200号)…………… 1651

◇特定工事請負契約の作業報酬下限額(第201号)…………… 1651

◇金銭出納員の設置及び会計管理者の権限に属する事務の委任(第202号)…………… 1652

◇区金銭出納員の設置及び区会計管理者の権限に属する事務の委任(第203号)…………… 1652

◇富士見公園内弓道場及び相撲場の使用料の収納事務の委託(第204号)…………… 1653

◇等々力緑地釣池使用料の収納事務の委託(第205号)…………… 1653

◇等々力陸上競技場個人使用料の収納事務の委託(第206号)…………… 1653

◇川崎市犬の鑑札及び狂犬病予防注射票交付手数料の収納事務の委託(第207号)…………… 1653

◇地域包括支援センターの所在地の変更(第208号)…………… 1654

◇介護保険料の収納事務の委託(第209号)…………… 1654

◇自転車等の撤去と保管(第210号)…………… 1654

◇市税の収納事務の委託(第211号)…………… 1654

◇包括外部監査契約の締結(第212号)…………… 1654

◇平成29年度入港料の徴収事務の委託(第214号)…………… 1655

◇東扇島東公園使用料の収納事務の委託(第215号)…………… 1655

◇道路区域の変更(第216号)…………… 1655

◇道路の供用開始(第217号)…………… 1655

◇道路区域の変更(第218号)…………… 1655

◇道路の供用開始(第219号)…………… 1656

◇川崎市放置自動車等返還手数料の収納事務の委託(第220号)…………… 1656

◇後期高齢者医療保険料の収納事務の委託(第221号)…………… 1656

◇東扇島中公園及びバーベキュー施設使用料の収納事務の委託(第222号)…………… 1656

◇道路区域の変更(第223号)…………… 1657

◇道路の供用開始(第224号)…………… 1657

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第225号)…………… 1657

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第226号)…………… 1657

◇自転車等の撤去と保管(第227号)…………… 1657

◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧(第228号)…………… 1658

◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧(第229号)…………… 1658

◇道路区域の変更(第230号)…………… 1658

◇道路の供用開始(第231号)…………… 1658

◇道路区域の変更(第232号)…………… 1658

◇道路の供用開始(第233号)…………… 1659

公 告

◇一般競争入札の執行(第203号)…………… 1659

◇開発行為に関する工事の完了(第204号)…………… 1660

◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第205号)…………… 1660

◇一般競争入札の執行(第206号)…………… 1660

◇開発行為に関する工事の完了(第207号)…………… 1664

◇環境影響評価に関する条例による事

後調査報告書の公告 (第208号)……………	1664	◇落札者等の公示 (第192号)……………	1695
◇環境影響評価に関する条例による事		◇一般競争入札の公告 (第193号)……………	1695
後調査報告書の公告 (第209号)……………	1664	◇落札者等の公示 (第194号)……………	1698
◇一般競争入札の執行 (第210号)……………	1665	◇落札者等の公示 (第195号)……………	1698
◇一般競争入札の執行 (第211号)……………	1666	税公告	
◇一般競争入札の執行 (第212号)……………	1666	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第	
◇一般競争入札の執行 (第213号)……………	1668	64号) ……………	1698
◇一般競争入札の執行 (第214号)……………	1669	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第65	
◇一般競争入札の執行 (第215号)……………	1671	号) ……………	1698
◇一般競争入札の執行 (第216号)……………	1672	上下水道局告示	
◇開発行為に関する工事の完了 (第217		◇水道料金等収納事務の委託 (第13号) ……………	1698
号) ……………	1673	上下水道局公告	
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更		◇一般競争入札の執行 (第28号) ……………	1699
の届出 (第218号)……………	1673	◇一般競争入札の執行 (第29号) ……………	1702
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更		◇公募型プロポーザルの実施 (第30号) ……………	1705
の届出 (第219号)……………	1674	◇一般競争入札の執行 (第31号) ……………	1709
◇条例環境影響評価準備書の公告 (第		◇一般競争入札の執行 (第32号) ……………	1712
220号)……………	1675	上下水道局公告 (調達)	
◇都市公園の区域の変更 (第221号)……………	1675	◇落札者等の公示 (第9号) ……………	1714
◇緑の保全地域の指定 (第222号)……………	1675	◇落札者等の公示 (第10号) ……………	1715
◇一般競争入札の執行 (第223号)……………	1677	交通局規程	
◇開発行為に関する工事の完了 (第224		◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、	
号) ……………	1682	休日、休暇等に関する規程の一部を	
◇公募型プロポーザルの実施 (第225号)……………	1682	改正する規程 (第13号) ……………	1715
◇環境影響評価に関する条例による事		◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理	
後調査報告書の公告 (第226号)……………	1683	規程の一部を改正する規程 (第14号) ……………	1718
◇環境影響評価方法書に対する意見の		◇川崎市交通局企業職員の給料等の額	
公表 (第227号)……………	1684	及び支給方法等に関する規程等の一	
◇環境影響評価に関する条例による事		部を改正する規程 (第15号) ……………	1719
後調査報告書の公告 (第228号)……………	1684	交通局公告	
◇公募型プロポーザルの実施 (第229号)……………	1685	◇一般競争入札の執行 (第44号) ……………	1722
◇農用地利用集積計画の策定 (第230号)……………	1686	◇一般競争入札の執行 (第45号) ……………	1723
◇公募型プロポーザルの実施 (第231号)……………	1688	交通局公告 (調達)	
◇港湾施設に放置されている物件の撤		◇一般競争入札の公告 (第4号) ……………	1724
去命令 (第232号)……………	1689	◇一般競争入札の公告 (第5号) ……………	1725
◇開発行為に関する工事の完了 (第233		◇一般競争入札の公告 (第6号) ……………	1727
号) ……………	1690	交通局訓令	
公告 (調達)		◇川崎市交通局企業職員服務規程の一	
◇一般競争入札の執行 (第182号)……………	1690	部を改正する訓令 (第1号) ……………	1729
◇公募型プロポーザルの実施 (第183号)……………	1691	病院局告示	
◇落札者等の公示 (第184号)……………	1692	◇川崎市立川崎病院の使用料等収納事	
◇落札者等の公示 (第185号)……………	1693	務の委託 (第1号) ……………	1729
◇落札者等の公示 (第186号)……………	1693	◇川崎市立井田病院の使用料等収納事	
◇落札者等の公示 (第187号)……………	1693	務の委託 (第2号) ……………	1729
◇落札者等の公示 (第188号)……………	1693	◇川崎市立川崎病院及び川崎市立井田	
◇落札者等の公示 (第189号)……………	1694	病院の診療費等収納事務の委託 (第	
◇落札者等の公示 (第190号)……………	1694	3号) ……………	1730
◇落札者等の公示 (第191号)……………	1694	◇川崎市立川崎病院の使用料等収納事	

務の委託(第4号)..... 1730

◇川崎市立病院における入院・外来自
己負担金等滞納者に係る滞納債権の
収納業務の委託(第5号)..... 1730

病院局公告

◇一般競争入札の執行(第14号)..... 1731

病院局公告(調達)

◇落札者等の公示(第5号)..... 1732

農業委員会告示

◇川崎市農業委員会総会の招集(第4
号)..... 1732

職員共済組合公告

◇川崎市職員共済組合組合議員選挙
の執行(第4号)..... 1733

市議会規程

◇政治倫理の確立のための川崎市議会
の議員の資産等の公開に関する条例
施行規程の一部を改正する規程(第
1号)..... 1733

区公告

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第41号)..... 1734

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第42号)..... 1734

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(川崎区第43号)..... 1734

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(幸区第15号)..... 1734

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(幸区第16号)..... 1734

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(幸区第17号)..... 1735

◇住民票の職権消除(幸区第18号)..... 1735

◇印鑑登録の抹消(幸区第19号)..... 1735

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(中原区第19号)..... 1735

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(高津区第17号)..... 1736

◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(宮前区第20号)..... 1736

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第21号)..... 1736

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第23号)..... 1736

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(麻生区第24号)..... 1737

辞 令

◇3月31日付..... 1737

◇4月1日付..... 1737

正 誤

◇第1720号..... 1766

規 則

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に
関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第40号

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産
等の公開に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に
関する条例施行規則(平成5年川崎市規則第84号)の一
部を次のように改正する。

第5号様式及び第6号様式中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

」

を

「

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得			

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第41号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場の項中

第5施設	川崎市高津区溝口2丁目304番2先
------	-------------------

を

第5施設	川崎市高津区溝口2丁目304番2先
第6施設	川崎市高津区溝口1丁目413番4

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月18日から施行する。

告 示

川崎市告示第198号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

平成29年 4月 3日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 川崎市市民ミュージアム館長印

(1) 保管場所及び個数

市民ミュージアム 1個

(2) 廃止年月日

平成29年 3月31日

川崎市告示第199号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により物品出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
総務企画局都市政策部広域行政・地方分権担当物品出納員（総合企画局都市政策部広域行政・地方分権担当の庶務を担当する担当係長）	総務企画局都市政策部広域行政・地方分権担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
市民文化局市民生活部交流推進担当物品出納員（市民文化局市民生活部交流推進担当の庶務を担当する担当係長）	市民文化局市民生活部交流推進担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
環境局生活環境部廃棄物政策担当物品出納員（環境局生活環境部廃棄物政策担当の庶務を担当する担当係長）	環境局生活環境部廃棄物政策担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当物品出納員（健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当の庶務を担当する担当係長）	健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
子ども未来局総務部監査担当物品出納員（子ども未来局総務部監査担当の庶務を担当する担当係長）	子ども未来局総務部監査担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
子ども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当物品出納員（子ども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当の庶務を担当する担当係長）	子ども未来局子育て推進部事業調整・待機児童対策担当及び幼児教育担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
子ども未来局子育て推進部川崎区保育総合支援担当物品出納員（子ども未来局子育て推進部川崎区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	子ども未来局子育て推進部川崎区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
子ども未来局子育て推進部幸区保育総合支援担当物品出納員（子ども未来局子育て推進部幸区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	子ども未来局子育て推進部幸区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
子ども未来局子育て推進部中原区保育総合支援担当物品出納員（子ども未来局子育て推進部中原区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	子ども未来局子育て推進部中原区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

こども未来局子育て推進部高津区保育総合支援担当物品出納員（こども未来局子育て推進部高津区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	こども未来局子育て推進部高津区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
こども未来局子育て推進部宮前区保育総合支援担当物品出納員（こども未来局子育て推進部宮前区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	こども未来局子育て推進部宮前区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
こども未来局子育て推進部多摩区保育総合支援担当物品出納員（こども未来局子育て推進部多摩区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	こども未来局子育て推進部多摩区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
こども未来局子育て推進部麻生区保育総合支援担当物品出納員（こども未来局子育て推進部麻生区保育総合支援担当の庶務を担当する担当係長）	こども未来局子育て推進部麻生区保育総合支援担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
教育委員会事務局学校教育部区教育担当（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）のうち、物品事務を担当する担当係長	教育委員会事務局学校教育部区教育担当（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）の物品（基金に属する動産含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年4月3日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第200号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により区物品出納員を設置し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項

の規定に基づき、区会計管理者をして区会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
区役所危機管理担当物品出納員（区役所危機管理担当の庶務を担当する担当係長）	区役所危機管理担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当地域ケア推進担当物品出納員（区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当地域ケア推進担当の庶務を担当する担当係長）	区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年4月3日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第201号

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田紀彦

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり

附 則

この告示は、告示日から施行する。

(別表) 特定工事請負契約の作業報酬下限額 (単位: 円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,594
普通作業員	2,242
軽作業員	1,570
造園工	2,230
法面工	2,776
とび工	2,958
石工	2,924
ブロック工	2,697
電工	2,480
鉄筋工	2,799
鉄骨工	2,776
塗装工	3,049

溶接工 (機械工)	3,345
運転手 (特殊)	2,629
運転手 (一般)	2,242
潜かん工	3,243
潜かん世話役	3,834
さく岩工	3,072
トンネル特殊工	3,208
トンネル作業員	2,629
トンネル世話役	3,458
橋りょう特殊工	3,220
橋りょう塗装工	3,367
橋りょう世話役	3,630
土木一般世話役	2,697
高級船員	3,140
普通船員	2,480
潜水士	4,346
潜水連絡員	2,958
潜水送気員	2,912
山林砂防工	2,902
軌道工	4,732
型わく工	2,799
大工	2,765
左官	2,902
配管工	2,287
はつり工	2,708
防水工	2,958
板金工	2,935

タイル工	2,457
サッシ工	2,720
内装工	3,026
ガラス工	2,685
建具工	2,629
ダクト工	2,275
保温工	2,389
建築ブロック工	2,538
設備機械工	2,424
交通誘導警備員A	1,570
交通誘導警備員B	1,365
電気通信技術者	3,322
電気通信技術員	2,230
機械設備製作工	2,639
機械設備据付工	2,333

川崎市告示第202号

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第14条第3項ただし書の規定により金銭出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び同規則第3条の3第3項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
総務企画局金銭出納員 （総務企画局服務監察担当の担当課長）	審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
市民文化局市民生活部金銭出納員 （市民文化局市民生活部交流推進担当の庶務を担当する担当課長）	市民文化局市民生活部交流推進担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
健康福祉局総務部金銭出納員 （健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当の担当課長）	健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
こども未来局子育て推進部金銭出納員 （こども未来局子育て推進部各区保育総合支援担当の担当課長）	こども未来局子育て推進部各区保育総合支援担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年4月3日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第203号

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第14条第3項ただし書の規定により区金銭出納員を設置し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条

の44第4項の規定に基づき、区会計管理者をして区会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同令第174条の44第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
区役所区金銭出納員 (区役所危機管理担当の担当課長)	区役所危機管理担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
区役所保健福祉センター区金銭出納員 (区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当の地域ケア推進担当課長)	区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当地域ケア推進担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
区役所保健福祉センター区金銭出納員 (区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当の地域支援担当課長)	区役所保健福祉センター地域みまもり支援センター担当地域支援担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定に基づき、富士見公園における、次に掲げる使用料の収納事務を委託したので告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力3番12号
公益財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 大谷 雄二
- 2 委託事務
富士見公園内弓道場及び相撲場の使用料の収納事務
- 3 委託期間
平成29年4月1日から30年3月31日まで
ただし、休場日は除く。

川崎市告示第205号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、等々力緑地釣池使用料収納事務を次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力3番12号
公益財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 大谷 雄二
- 2 委託する事務の種類
等々力緑地釣池使用料収納事務
- 3 委託する期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第206号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第

1項の規定に基づき、等々力陸上競技場個人使用料収納事務を次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力3番12号
公益財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 大谷 雄二
- 2 委託する事務の種類
等々力陸上競技場個人使用料収納事務
- 3 委託する期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第207号

川崎市犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務を次のとおり委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市中原区今井上町1番34号和田ビル内
氏 名 公益社団法人川崎市獣医師会
代表者 会長 竹原 秀行
- 2 委託事務
川崎市手数料条例(昭和25年条例第6号)第2条第134号及び第137号に規定する手数料に関する収納事務
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第208号

介護保険法115条46第11項において準用する法第69条の14第2項の規定に基づき、次のとおり社会福祉法人中川徳生会が運営する「地域包括支援センター ビオラ宮崎」の所在地を変更したので告示する。

平成29年4月3日

川崎市長 福田紀彦

(変更前)

所在地：川崎市宮前区宮崎176-21

(変更後)

所在地：川崎市宮前区宮崎2-8-32

コスモ宮崎台102号

(変更日) 平成29年4月1日

川崎市告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、川崎市介護保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示します。

平成29年4月4日

川崎市長 福田紀彦
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 岩本 敏男

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第210号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年4月4日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで

で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき市税の収納事務を私人に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年4月5日

川崎市長 福田紀彦

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 岩本 敏男

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第212号

平成29年度包括外部監査契約の締結について地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定に基づき告示します。

平成29年4月6日

川崎市長 福田紀彦

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成29年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

18,000,000円を限度として、基本費用の額並びに執務費用及び実費を合算した金額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 山崎 聡一郎

住所 東京都江戸川区清新町1丁目4番11-201号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

川崎市告示第214号

平成29年度入港料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第3条第1項に規定する入港料の徴収事務を次のとおり委託したので告示します。

平成29年 4月 7日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

横浜市中区山下町2番地
産業貿易センタービル4階
横浜港埠頭株式会社
代表取締役社長 櫻井 文男

2 委託事務

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務

東海運株式会社横浜支店川崎船舶営業所
三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課
東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第215号

東扇島東公園管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成29年 4月 7日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区南町20番地3
秋山商事 株式会社
代表取締役 秋山 博

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第216号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月7日から平成29年4月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月 7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川第158号線	川崎市宮前区野川3396番1先 ----- 川崎市宮前区野川1284番3先	4.00	108.98	
新	野川第158号線	川崎市宮前区野川3396番1先 ----- 川崎市宮前区野川1284番3先	6.00	108.93	

川崎市告示第217号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月7日から平成29年4月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月 7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野川第158号線	川崎市宮前区野川3396番1先 ----- 川崎市宮前区野川1284番3先	

川崎市告示第218号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月7日から平成29年4月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月 7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町382番11先	3.52	1.82	
		川崎市多摩区登戸新町382番11先	3.53		
新	登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町382番3先	4.00	1.82	
		川崎市多摩区登戸新町382番3先			
旧	登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町386番2先	3.51	15.27	
		川崎市多摩区登戸新町386番2先			
新	登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町382番3先	4.00	15.27	
		川崎市多摩区登戸新町382番3先			

川崎市告示第219号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月7日から平成29年4月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年4月7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町382番3先	
	川崎市多摩区登戸新町382番3先	
登戸新町第38号線	川崎市多摩区登戸新町382番3先	
	川崎市多摩区登戸新町382番3先	

川崎市告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市放置自転車等返還手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区砂子一丁目10番2号
ソシオ砂子ビル

名称 一般社団法人 川崎市交通安全協会
代表者名 会長 關 進

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第13条第2項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第11条に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第221号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日号外法律第80号）第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年10月19日号外政令第318号）第33条第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 岩本 敏男

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第222号

東扇島中公園及びバーベキュー施設管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東扇島38番地1
公益社団法人 川崎港振興協会
会長 齋藤 文夫

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市告示第223号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月11日から平成29年4月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第243号線	川崎市宮前区東有馬5丁目3006番先 川崎市宮前区東有馬5丁目3007番先	3.27	20.93	
新	有馬第243号線	川崎市宮前区東有馬5丁目3006番先 川崎市宮前区東有馬5丁目3007番先	3.63	20.93	

川崎市告示第224号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月11日から平成29年4月25日まで一般の縦覧に供します。

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第243号線	川崎市宮前区東有馬5丁目3006番先	
	川崎市宮前区東有馬5丁目3007番先	

川崎市告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第227号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処

理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 4月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（久末小貝谷特別緑地保全地区）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分

川崎市 高津区 久末地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 4月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（南野川特別緑地保全地区）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分

川崎市 宮前区 野川地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第230号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月13日から平成29年4月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川第158号線	川崎市宮前区野川1287番12先	3.34	10.42	
		川崎市宮前区野川1287番12先	3.53		
新	野川第158号線	川崎市宮前区野川1287番12先	3.67	10.42	
		川崎市宮前区野川1287番12先	3.77		

川崎市告示第231号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月13日から平成29年4月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第158号線	川崎市宮前区野川1287番12先	
	川崎市宮前区野川1287番12先	

川崎市告示第232号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月14日から平成29年4月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 4月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	西 生 田 第62号線	川崎市多摩区西生田3 丁目2563番3先 ----- 川崎市多摩区西生田3 丁目2563番3先	1.82	11.13	
新	西 生 田 第62号線	川崎市多摩区西生田3 丁目2563番3先 ----- 川崎市多摩区西生田3 丁目2563番3先	2.91	11.13	

川崎市告示第233号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年4月14日から平成29年4月28日まで一般の

縦覧に供します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西 生 田 第62号線	川崎市多摩区西生田3丁目2563番3先	
	川崎市多摩区西生田3丁目2563番3先	

公 告

川崎市公告第203号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道具塚京町線舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市川崎区京町1丁目14番地先
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年4月17日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関
する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年4月3日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区栗谷二丁目19番2
ほか1筆
1,108平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区富久町10番19号堀内ビル4F
株式会社 アクロス 代表取締役 黒田 豊
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年11月1日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第116号

川崎市公告第205号

リサイクルパークあさお整備事業に係る
事後調査報告書（供用時その2）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月5日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者
名 称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
住 所：川崎市川崎区宮本町1番地
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
リサイクルパークあさお整備事業
 - (2) 種類
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
（第2種行為）
廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 事後調査報告書（供用時その2）の要旨

- (1) 指定開発行為の概要
 - ア 指定開発行為者
 - イ 指定開発行為の名称及び種類
 - ウ 指定開発行為を実施する区域
 - エ 指定開発行為の目的及び内容
 - オ 条例環境影響評価書以降の手続き経過等
- (2) 環境保全のための措置の実施状況
- (3) 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 - ア 事後調査の項目
 - イ 事後調査（供用時その2）の内容
- (4) 事後調査結果
 - ア 地域交通

4 事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧期間、場所及び時間

- (1) 期 間
平成29年4月5日（水）から平成29年5月8日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
- (2) 場 所
麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
- (3) 時 間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第206号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月5日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 平中学校ほか1校エレベーター棟増築その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区平3丁目15番1号ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 南菅小学校校舎・体育館改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅馬場3丁目25番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成30年2月15日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	南菅小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区菅馬場3丁目25番1号
	履行期間	契約の日から平成29年12月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p>	
	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	南菅中学校校舎改修衛生設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場4丁目1番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	白幡台小学校会議室等新築衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台13番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年4月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区神木二丁目1番48
ほか1筆の一部
903平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県厚木市旭町5丁目43番31号
株式会社 リマインド 代表取締役 西山 利春
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年1月23日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第161号

川崎市公告第208号

（仮称）川崎区小田栄計画に係る事後調査報告書（供用時）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月6日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者
名 称：ナイス株式会社
代表者：代表取締役社長 平田 恒一郎
住 所：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
（仮称）川崎区小田栄計画
(2) 種類
住宅団地の新設（第3種行為）
大規模建築物の新設（第2種行為）

3 事後調査報告書（供用時）の要旨

- (1) 指定開発行為の概要
ア 指定開発行為者
イ 指定開発行為の名称及び種類
ウ 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容
エ 指定開発行為の実施状況
オ 環境保全のための措置の実施状況
- (2) 事後調査
ア 事後調査の目的
イ 事後調査の内容
ウ 調査実施者（業務受託者）
エ 事後調査の結果
（ア）緑の質
（イ）風害

4 事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧期間、場所及び時間

- (1) 期 間
平成29年4月6日（木）から平成29年5月8日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 場 所
川崎市役所、田島支所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
- (3) 時 間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第209号

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その2）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月6日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者
名 称：武蔵小杉西街区ビル全体管理組合
代表者：専門管理者 横山 雅明
住 所：神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目1301番
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事

- 業
- (2) 種類
 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
 (第3種行為)
 高層建築物の新設(第1種行為)
 住宅団地の新設(第3種行為)
 大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 事後調査報告書(供用時その2)の要旨
- (1) 事業の概要
- ア 事後調査実施者の名称及び所在地
- イ 指定開発行為の名称及び種類並びに事業を実施する区域
- ウ 指定開発行為の目的及び内容
- エ 指定開発行為の実施状況
- オ 環境保全のための措置の実施状況
- (2) 事後調査
- ア 事後調査の目的
- イ 事後調査の内容

- ウ 調査実施者(業務受託者)
- エ 事後調査の結果(緑)
- 4 事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧期間、場所及び時間
- (1) 期間
 平成29年4月6日(木)から平成29年5月8日(月)まで
 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 場所
 中原区役所及び本庁(第3庁舎15階 環境局環境評価室)
- (3) 時間
 午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第210号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月7日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宮前区役所清掃業務委託
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2-20-5
	履行期間	平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」、種目「建築物清掃」で登録されている者。 (5) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注する事務室の清掃業務を、1年以上継続して履行した実績(元請けに限る)を平成24年4月1日以降に有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年5月11日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・契約課ホームページ「入札情報 かわさき」 アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm	

川崎市公告第211号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月7日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中学校給食用配膳台(南部センター対象校分)
	履行場所	別紙仕様書参照
	履行期限	平成29年8月18日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「厨房機器」種目「給食設備」に登録されており、かつ、A又はB等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(6) この購入(製造)物品について、平成19年4月1日以降に、類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	平成29年5月24日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第212号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
3生活環境事業所空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号 ほか2か所
- (3) 履行期間
契約締結日から平成29年11月30日まで
- (4) 業務概要
本仕様書は、南部・宮前・多摩生活環境事業所に設置されている空調設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び冷暖房切替え業務の委託内容を示すものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に地域区分【「市内」】で登録されている者。
 - (4) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に業種【「施設維持管理」】種目【「空調・衛生設備保守点検」】で登録されている者。
 - (5) 平成26年度以降で官公庁において空調・衛生設備保守点検業務の契約実績(業務完了している契約)があること。
 - (6) 過去10年間、本市において空調・衛生設備の工事実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布について

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格を証する書類及び類似業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布

配 布 場 所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

配布・提出期間：平成29年4月10日から平成29年4月14日

午前9時から午後4時

(2) 仕様書及び内訳書の配布、一般競争入札参加資格申請書及び類似業務契約実績の提出

配布場所：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部施設整備課

水岡、佐藤、松浦、小山

電 話 044-200-2577 (直通)、

F A X 044-200-3923、

E-mail : 30sisetu@city.kawasaki.jp

配布期間：平成29年4月10日から平成29年4月14日

午前9時から午後4時

なお、仕様書及び内訳書については、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務契約実績の提出時に、2(5)及び2(6)の参加資格を満たしていることが確認された時に、配布致します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年4月20日

(2) 場所

3(2)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間

平成29年4月10日から平成29年4月14日

質問受付日

平成29年4月21日午前9時から午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参または電子メールによります。

ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

掲示および全社に文書（電子メール）にて送付します。

ア 掲示日時

平成29年4月25日午前9時から午後4時まで

イ 掲示場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設整備課掲示板

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年4月27日午前11時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。
- (3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第213号

入札公告

平成29年 4月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
デスクトップ型パソコン他一式賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市環境総合研究所
川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
- (3) 履行期間
平成29年6月1日から平成34年5月31日(60か月)
- (4) 調達物品の概要
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。
- (5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市環境総合研究所事業推進課
担 当 末繁・倉又
郵便番号 210-0821
住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階
電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年4月10日(月)から

平成29年4月14日(金)まで

(土、日曜日を除く平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 調達物品のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>。

(5) 競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年4月20日(木)までに送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成29年4月20日(木)から平成29年4月24日

(月)(土、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年4月25日

(火)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を60か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

平成29年4月28日（金）午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧する

ことができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第214号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 使用済み乾電池運搬・処理業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センターほか3か所
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 業務概要 本業務は、本市で回収された使用済み乾電池を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、無害化処理及び再資源化を図り適正に処理するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務種目」「その他」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、使用済み乾電池の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可証を取得していること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (7) 自社もしくは、協力会社で運搬が可能であること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加申込書及び上記2(4)(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課
担当 羽入、佐藤、櫻井
電話 044-200-2587(直通)

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
平成29年4月10日(月)から平成29年4月14日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の許可証の写し
ウ 上記2(6)を誓約する書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年4月19日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 平成29年4月19日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成29年4月19日(水)から平成29年4月20日(木)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成29年4月24日(月)
本社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付

します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 平成29年4月28日(金)10時00分
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(5) 入札保証金 免除
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」から閲覧できます。
(4) その他
本業務の一部を協力会社で行う場合は、予め本市と覚書を締結するものとします。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第215号

一般競争入札について次のとおり公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

麻生スポーツセンター等におけるESCO事業導入アドバイザー業務委託

(2) 履行場所

財政局資産管理部資産運用課(川崎市川崎区宮本町6番地)他

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。
- (4) 官公庁の省エネルギー保証を伴うESCO事業において、本業務と類似の業務実績があること。
- (5) 自社において、技術士(機械部門・電気電子部門・衛生工学部門・環境部門)、エネルギー管理士、一級建築士、建築設備士のいずれかの資格を持つ者を配置できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)(5)を証する書類、また、資格者との雇用関係を証明できる書類を提出しなければなりません。なお、申請書、仕様書は川崎市ホームページの「入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル13階

財政局資産管理部資産運用課 担当 柴田

電話 044-200-2851(直通)

(2) 配布・提出期間

平成29年4月10日(月)から平成29年4月13日(木)までの9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書の交付
一般競争入札参加資格確認申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び質問書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会については実施いたしません。

(1) 日時

平成29年4月17日(月)

(2) 交付場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付日

平成29年4月17日(月)から平成29年4月19日(水)9時から17時まで

(3) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 23sisan@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成29年4月21日(金)全者に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3905

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書

は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 平成29年4月25日（火）14時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

財政局資産運用課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 本業務を受託した者は、麻生スポーツセンター及び産業振興会館のESCO事業には参加できません。

川崎市公告第216号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港海底トンネル本体改良その24工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内
	履行期間	契約の日から210日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 「トンネル（車道又は鉄道を含むもの）の躯体本体補修工事若しくは、水密構造体における漏水補修工事」の完工実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年5月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道京町8号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市川崎区京町1丁目9番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年4月24日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第217号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区野川字中耕地1437番1
ほか17筆の一部
2,841平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 21戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年10月21日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第107号
平成29年1月16日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第154号(変更)
平成29年2月24日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第185号(変更)

川崎市公告第218号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ルフロン
川崎市川崎区日進町1番11, 12, 16, 19
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 若林辰雄
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

	名称	代表者	住所
①	(株)ゾフ	代表取締役 上野 剛史	東京都港区北青山 三丁目6番1号
②	(株)スリーエフ	代表取締役 中居 勝利	横浜市中区 日本大通17番地
③	(株)ジーフット	代表取締役会長 松井 博史	名古屋市千種区 今池三丁目

他計20者
(変更後)

	名称	代表者	住所
①	—	—	—
②	(株)スリーエフ	代表取締役社長 山口 浩志	横浜市中区 日本大通17番地
③	(株)ジーフット	代表取締役社長 堀江 泰文	東京都中央区新川 1-23-5 新川イースト

他計19者

- 4 変更の年月日
①平成29年2月28日 ②平成28年5月26日
③平成28年5月19日
- 5 変更する理由
小売業を行う者の代表者及び住所の変更ならびに小売店舗の入れ替えのため。
- 6 届出の年月日
平成29年3月31日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課（川崎フロンティアビル10階）

- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成29年4月11日から平成29年8月11日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
平成29年8月11日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第219号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎ダイスビル
川崎市川崎区駅前本町8番、9番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社菱屋商店
川崎市川崎区駅前本町8番12
代表取締役 村上 禎男
他7者
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）株式会社東急ハンズ
代表取締役 吉浦 勝博
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
他17者
（変更後）株式会社東急ハンズ 代表取締役
木村 成一
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
他17者
- 4 変更の年月日
平成29年4月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
平成29年4月4日

- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成29年4月11日から平成29年8月11日の午前8時30分から午後5時。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
平成29年8月11日
川崎市経済労働局産業振興部商業観振興課

川崎市公告第220号

(仮称) 東扇島物流施設計画に係る条例
環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月12日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地：東京都中央区日本橋一丁目4番1号
名称：RW東扇島特定目的会社
代表者：取締役 小泉 秀樹
- 2 指定開発行為の名称及び種類
(1) 名称
(仮称) 東扇島物流施設計画
(2) 種類
大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区東扇島21番地、23番地1号
- 4 指定開発行為の目的及び内容
(1) 目的
物流施設の建設
(2) 内容
延べ面積：約677,490㎡
- 5 指定開発行為の施行期間
着手予定：平成29年度
完了予定：平成36年度

- 6 条例準備書の要旨
第1章 指定開発行為の概要
第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
第3章 環境影響評価項目の選定等
第4章 環境影響評価
第5章 環境保全のための措置
第6章 環境配慮項目に関する措置
第7章 環境影響の総合的な評価
第8章 事後調査計画
第9章 関係地域の範囲
第10章 その他

7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 場所
川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
- (2) 期間
平成29年4月12日(水)から
平成29年5月26日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第221号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

平成29年4月12日

川崎市長 福田紀彦

	公園の名称	所在地	区域	面積(㎡)	主な公園施設
1	多摩美特別緑地	麻生区多摩美1丁目95-192ほか	別図	2,160	修景施設ほか

※公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

川崎市公告第222号

緑の保全地域の指定について

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成11年川崎市条例第49号)第10条第1項の規定に基づき緑の保全地域を指定したので、同条例第7項の規定により次のとおり公告します。

平成29年4月12日

川崎市長 福田紀彦

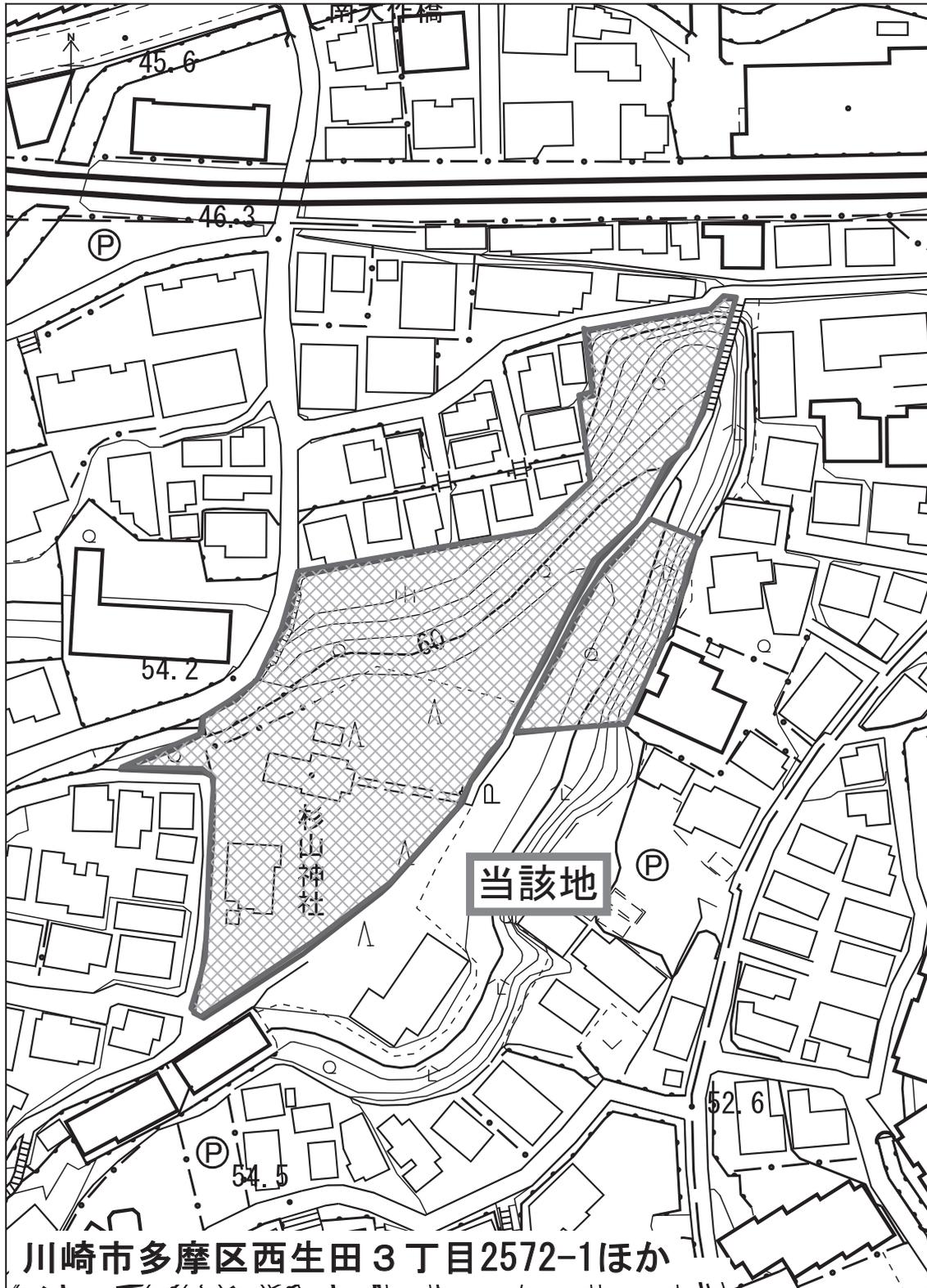
- 1 緑の保全地域の名称
杉山神社緑の保全地域

2 土地の区域

川崎市多摩区西生田3丁目2572-1ほか2筆

(別紙区域図のとおり)

杉山神社緑の保全地域 区域図



川崎市多摩区西生田3丁目2572-1ほか

50 m
1:1,000

川崎市公告第223号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月12日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	橋高等学校マルチホール天井改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子562番地
	履 行 期 間	契約の日から平成29年10月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号 044-200-2100)	
入札日時等	平成29年5月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	片平小学校校舎・体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平5丁目28番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月15日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	住吉中学校体育館屋根防水改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町27番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年11月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「防水」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月15日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	真福寺小学校ほか1校トイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区白山5丁目3番1号ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	麻生小学校トイレ改修工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生3丁目24番1号
	履行期間	契約の日から平成29年10月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	川中島中学校ほか1校天井改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎2丁目19番1号ほか1か所
	履行期間	契約の日から平成29年10月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	住吉中学校ほか1校体育館改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区木月住吉町27番1号ほか1校
	履行期間	契約の日から平成29年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 幸町小学校ほか1校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所 川崎市幸区中幸町2丁目17番地ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成30年2月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 梶ヶ谷小学校ほか1校会議室等新築衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市高津区梶ヶ谷4丁目12番地ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月8日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第224号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年4月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区上麻生6丁目573番
ほか2筆
1,218平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所株式会社 代表取締役 原田 英明
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数:36戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年1月21日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第116号

川崎市公告 第225号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件名
平成29年度パラアート推進モデル事業実施業務委託
- 2 履行期間
契約日から平成30年3月30日
- 3 履行場所
川崎市内の文化施設・学校等
- 4 事業概要
東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた本

市の「パラムーブメント」の方針に基づき、障害等のある人もない人も共に文化芸術に取り組める社会的包摂の進んだ社会の実現のために、その基盤となる環境(パラアート・プラットフォーム)を整えることが必要となっています。そこに向かっての課題等の抽出・整理のための先導的試みとして障害等のある人が参加するワークショップ、制作した作品の展示またはパフォーマンスの公演等を試行的に実施します。また、これにより、障害の有無に関わらず共に文化芸術に積極的に取り組む機運の醸成及び障害等のあるアーティストの人材育成に寄与することを目的とします。

- 5 業務規模概算額
7,314,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以下
- 6 参加資格
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿の当該契約に対応するとして定めた業務・種目について掲載されている者(業種コード:99その他業務 種目コード:99その他)。
 - (4) 川崎市内に事業所を有する者。
- 7 参加意向申出書の提出
 - (1) 提出期間・受付時間
平成29年4月26日(水)から5月12日(金)午後5時まで
午前9時から午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)
 - (2) 提出場所
市民文化局市民文化振興室(所在地等は12を参照)
 - (3) 提出書類
参加意向申出書(様式1)
 - (4) 提出方法
ア 持参
イ 郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限り

ます。)

8 質問の提出及び回答

(1) 提出期間

平成29年4月24日(月)から5月2日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

電子メール

(4) 回答

平成29年5月11日(木)までに電子メールで行います。

9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期間・受付時間

平成29年5月22日(月)から5月24日(水)午後5時まで

午前9時から午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(2) 提出場所

7(2)と同様

(3) 提出方法

7(4)と同様

10 提案説明

(1) 日時

平成29年5月31日(水)午後1時半から午後3時の間で、別途通知します。

(2) 場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

(3) 時間

説明20分、質疑応答10分

11 評価基準について

(1) 企画提案の内容

(2) 知識、能力及び実績

(3) 実施体制及び作業スケジュール

(4) 企画内容と見積書の整合性

12 担当部局

川崎市市民文化局市民文化振興室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

電話(直通) 044-200-3170

F A X 044-200-3248

メールアドレス 25bunka@city.kawasaki.jp

13 その他

(1) 「平成29年度パラアート推進モデル事業実施業務委託 募集要項」及び各様式については、川崎市ホームページからダウンロードするか、上記12で配布

を受けること。

配布期間は、平成29年4月17日(月)から5月11日(木)です。

(2) 詳細は、募集要項を参照すること。

(3) 書類作成及び提出に伴う費用は、貴社の負担とします。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しません。

(5) 契約保証金

免除とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページで閲覧できます。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(9) 関連情報を入力するための窓口は12と同じです。

川崎市公告第226号

(仮称)大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る事後調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

名称:住友不動産株式会社

代表者:住宅分譲事業本部

企画管理部長 高崎 研一

住所:東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)大師駅前二丁目マンション計画東西街区

(2) 種類

住宅団地の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 事後調査報告書(工事中)の要旨

(1) 指定開発行為の概要

- ア 指定開発行為者
- イ 指定開発行為の名称及び種類
- ウ 指定開発行為を実施する区域
- エ 指定開発行為の目的及び内容
- オ 指定開発行為の実施状況
- カ 環境保全のための措置の実施状況
- (2) 条例環境影響評価書に掲げる事後調査の概要
 - ア 事後調査の目的
 - イ 事後調査(工事中)の内容
 - ウ 調査実施者(業務受託者)
- (3) 事後調査結果
 - 騒音(工事用車両の走行:道路交通騒音レベル)
- 4 事後調査報告書(工事中)の写しの縦覧期間、場所及び時間
 - (1) 期間
 - 平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月)まで
 - ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
 - (2) 場所
 - 川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
 - (3) 時間
 - 午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第227号

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価方法書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第10条第1項の規定に基づく条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第11条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第11条で定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価方法書について

- 1 指定開発行為者
 - 所在地:川崎市宮本町1番地
 - 名称:川崎市
 - 代表者:川崎市長 福田紀彦
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
 - 川崎市新本庁舎整備事業
 - (2) 種類
 - 高層建築物の新設(第1種行為)
 - 大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域

- 川崎市川崎区宮本町1番地ほか
- 4 指定開発行為の目的及び内容
 - (1) 目的
 - 新本庁舎の整備
 - (2) 内容
 - 延床面積:約62,100㎡
 - 建物高さ:塔屋等を含む最高高さ約116m以下
- 5 指定開発行為の施行期間
 - 平成31年度~平成35年
- 6 条例方法書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果
 - 第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
 - 第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
 - 第5章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 - 第6章 環境影響評価項目の選定等
 - 第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法
 - 第8章 関係地域の範囲
 - 第9章 その他
- 7 条例方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
 - (1) 期間
 - 平成29年4月14日(金)から平成29年5月29日(月)まで
 - 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 場所
 - 川崎区役所、幸区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
 - (3) 時間
 - 午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第228号

(仮称)新川崎F地区計画に係る事後調査報告書(供用時)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

名 称：株式会社ゴールドクレスト

代表者：取締役 伊藤 正樹

住 所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)新川崎F地区計画

(2) 種類

住宅団地の新設(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

3 事後調査報告書(工事中その2)の要旨

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

(2) 指定開発行為の名称及び種類

(3) 指定開発行為を実施する区域

(4) 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容

(5) 指定開発行為の実施状況

(6) 環境保全のための措置の実施状況

2 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

(1) 事後調査の目的

(2) 事後調査の内容

(3) 調査実施者(業務受託者)

3 事後調査結果

(1) 調査項目

(2) 調査位置

(3) 調査時期

(4) 調査方法

(5) 調査結果

(6) 調査結果の検証結果及び以後講ずる措置

4 事後調査報告書(供用時)の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月)まで

(2) 場 所

川崎市：幸区役所、日吉出張所及び本庁舎
(環境局環境評価室)

横浜市：鶴見区役所区政推進課及び横浜市役所環境創造局環境影響評価課

(3) 時 間

川崎市：午前8時30分から午後5時まで

横浜市：鶴見区役所

午前8時45分から午後5時まで

環境影響評価課

午前8時45分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

川崎市公告第229号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

平成29年度多摩区地域包括ケアシステム推進に向けた地域づくりの推進及び地区資料の更新業務委託

2 履行期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日

3 履行場所

多摩区内を中心に必要な場所

4 事業概要

「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、地域で活発に行われている地縁組織・市民活動団体・関係機関等が主体的に実施する「自助・互助」の取組、行政が蓄積している地域づくりのノウハウや情報等を活用し、各地区でのワークショップや勉強会等を実施し、既存の取組の拡充や他区域への展開に繋げていくための取組や、多摩区地区資料(地域資源マップ・地域資源カルテ)の更新、次年度以降の事業展開における手法・施策の検討について、企画支援及び助言を通して円滑かつ効果的な運営支援を行う。

5 契約上限額

5,076,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 参加資格

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

7 提案者を特定するための評価基準

(1) 業務内容の理解度

(2) 企画作成力・企画視点

(3) 企画専門的知識・能力

(4) 実現性

(5) 業務実施体制

(6) 業務への積極性

(7) 実績

(8) 企画提案内容と見積額の整合性

8 参加意向申出書

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩区役所9階

多摩区役所地域みまもり支援センター地域ケア推

進担当

電話 044-935-3241 F A X 044-935-3276

電子メール 71keasui@city.kawasaki.jp

(多摩区役所のホームページからダウンロード可能)

(2) 配布・提出期間

平成29年4月25日(火)午前8時30分から平成29年5月8日(月)午後5時(必着)まで(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

(4) その他

- ・参加意向申出書を配布する際、企画提案書作成・応募要領も併せて配布
(企画提案書作成・応募要領は多摩区役所のホームページからもダウンロード可能)
- ・参加申出書の提出締め切り後、(1)から送付される参加資格確認結果通知書を確認し、以下9の書類を提出すること。

9 提出書類

(1) 提出書類(各12部)

様式があるものについては、多摩区役所のホームページからダウンロードすること。

ア 企画提案書(様式自由)

イ 見積書(様式自由)

消費税及び地方消費税は合計税率8%で、見積額を提示すること。

ウ 会社概要(様式有り)

エ 担当予定技術者の経歴等(様式有り)

(2) 提出期限

平成29年5月15日(月)午後5時(必着)

(3) 提出場所

8(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

10 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

8(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月11日(木)正午まで

(3) 質問書の様式

任意

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

全ての応募者あてに電子メールで送付

11 ヒアリング

(1) 日時

平成29年5月19日(金)

※時間については、参加資格確認結果通知書送付時に併せて通知

(2) 場所

多摩区役所10階 1002会議室

(3) 時間

各社45分(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

12 その他

(1) 企画提案書

ア 企画提案書等作成に伴う費用は当方では負担しない。

イ 提出いただいた企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は企画提出書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 企画提案書に記載した担当予定技術者は原則として変更不可。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には委託者の了解が必要となる。

(2) 契約

業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできない。

(3) 成果物

本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属する。

(4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

川崎市公告第230号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
川崎市麻生区黒川字広町1821	田	952	立川光芳	川崎市麻生区黒川287	賃借権	野菜の栽培	平成29年5月1日	平成32年4月30日	16,000	円 毎年5月1日までに現金で支払う。	越畑幸作	川崎市麻生区黒川549	賃貸借
川崎市麻生区岡上字梨子ノ木1269	畑	2,538	長谷川千代子 長谷川瑞英 長谷川英人	麻生区岡上1095 麻生区岡上1095 麻生区下麻生1135-22	賃借権	樹園地	平成29年5月1日	平成32年4月30日	33,000	円 毎年12月末までに貸手の口座に振り込み。	宮田三好	川崎市麻生区向原2-20-12	賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認めら

れる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

川崎市公告第231号

平成29年度ナノ・マイクロ技術支援講座実施業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名 平成29年度ナノ・マイクロ技術支援講座実施業務委託

(2) 業務事項

- ア 講座の企画・立案
- イ 受講者募集広報
- ウ 受講者との連絡調整
- エ 講座運営関係
- オ 事業報告
- カ その他

(3) 委託期間 契約締結日～平成30年3月23日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 川崎市有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 本業務を実施する体制には、科学技術や技術経営に関する企業向け講座等の実施実績を有する者を含むこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局次世代産業推進室

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-

2 川崎フロンティアビル10階

電話(直通) 044-200-2407

FAX 044-200-3920

メールアドレス: 28sozo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成29年4月14日(金)から4月21日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成29年4月28日(金)午後3時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 参加意向申出書(1部)、企業概要(1部)、過去5年程度の類似業務の実績及び業務実施体制(1部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成29年5月9日(火)から5月12日(金)午後3時まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書、企業概要、業務実施体制、類似業務の実績及び所要経費・概算見積書(各8部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 1,966,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、

企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

- ア 審査結果の発表は5月中旬を予定しています。
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第232号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、平成29年5月10日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

平成29年4月14日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号	場所
普通自動車 ホンダ スパイク 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 トヨタ ノア 薄桃	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ニッサン ラフェスタ 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ニッサン ラフェスタ ゴールド	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ニッサン ティーダ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ニッサン Xトレイル 紺	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ニッサン ティアナ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島73番地-1
普通自動車 ホンダ モビリオ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 フォルクスワーゲン ゴルフ 茶	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ホンダ バモスターボ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 ダイハツ ハイゼット 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 BMW Z3 シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR ゴールド	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ エブリィ シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
軽自動車 スズキ ワゴンR シルバー	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 ダッジ マグナム 赤	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 マツダ ボンゴ 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91番地
普通自動車 トヨタ ベルタ 紺	登録番号 川崎532と518 車台番号 不明	川崎市川崎区千鳥町27番地

川崎市公告第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 4月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生四丁目1469番20
ほか1筆
915平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区菅生五丁目10番50号
有限会社 エフ・エッチ・エス
取締役 杉田 久男
- 3 予定建築物の用途
老人ホーム
計画戸数：27戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月16日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第145号

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第182号

入札公告

川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年 4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託
 - (2) 履行場所
川崎市幸区鹿島田 1-21-9
川崎市子ども家庭センター
 - (3) 履行期限
平成30年 3月31日まで
 - (4) 調達概要
入札説明書及び仕様書による
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
 - (3) ISO9001認証取得をしていること。
 - (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。
 - (5) 施設維持管理に係る契約実績を同一案件にて、1契約で200万円以上の契約実績を有すること。
 - (6) 建築物環境衛生総合管理業の登録を「神奈川県知事」「川崎市長」「横浜市長」のいずれかで行っていること。
 - (7) 平成29年度・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されている者。
 - (8) 過去5年間（平成24年度以降）で本市又は官公庁と類似委託業務の契約があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。
- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市幸区鹿島田 1-21-9
川崎市子ども家庭センター
電話 044-542-1234（代表）
※競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
 - (2) 提出期間
平成29年 4月25日（火）から平成29年 5月 1日（月）
9時から17時まで（12時から13時の間は除く）
 - (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
 - (4) 提出書類
 - ア 2 一般競争入札参加資格に関する事項(3)を証明する書類
 - イ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(6)を確認できる書類
 - ウ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(8)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- 4 競争参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書等を平成29年 5月 8日（月）までに交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付場所 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)と同じ
 - (2) 交付日時 平成29年 5月 8日（月） 9時から17時

まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年5月8日(月)から平成29年5月9日(火)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 45katei@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-542-1728

ウ 持参 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年5月10日(水)

本社へ文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2一般競争入札参加資格に関する事項の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時

平成29年5月12日(火) 14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市幸区鹿島田1-21-9 川崎市子ども家庭センター 4階研修室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、

入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

詳細は入札説明書によります。

川崎市公告(調達)第183号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田紀彦

1 件名

平成29年度ストレスチェック実施業務委託

2 委託期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

3 委託内容

- (1) 川崎市職員のストレスチェック実施
- (2) 個人及び組織の結果分析及び報告
- (3) 職場環境改善の取組支援

4 参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されている又は登録される手続が完了していること。
- (4) 過去5年間に、自治体、民間事業者等における同種業務の実績を有すること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマークを付与されている又は個人情報保護の対策が具体的に示されていること。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号)第7条に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

5 参加意向申出書の配布、提出及び問合せ先

(1) 配布・提出場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9

川崎御幸ビル6階

総務企画局人事部職員厚生課

(2) 配布・提出期間

平成29年 4月25日(火) から平成29年 5月 2日(火) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書(様式1)
- イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

6 参加資格結果確認通知書の交付

平成29年 5月 9日(火) に、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録したメールアドレスに送付します。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間

平成29年 5月 9日(火) から平成29年 5月11日

(木) まで

(2) 質問方法

質問書(様式2)により、電子メールにて送信してください。また、送信後に電話で事務局に質問書が到達したことを確認してください。

(3) 質問に対する回答

平成29年 5月15日(月) までに、参加資格がある全ての者に電子メールで回答します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出先

5(1)と同じ

(2) 提出期間

平成29年 5月17日(水) から平成29年 5月19日(金) まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書 10部
- イ 経費見積書 1部

(4) 提出方法

持参

9 企画提案会(プレゼンテーション)

企画提案書が6者以上から提出された場合は、プロポーザル評価委員会が企画提案書に基づき事前審査を行い、提案者(原則として5者)を選定します。事前審査を行った場合の選定結果は、平成29年 5月25日(木) までに通知します。

(1) 日程

平成29年 5月26日(金) 午後1時から午後5時まで(予定)

(2) 場所

川崎市役所本庁舎周辺会議室(予定)

(3) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む2名以内の出席により各社約30分(説明20分、質疑応答10分)

(4) 評価について

ア 次の項目につき本提案に係るプロポーザル評価委員会が数値化して採点し、最高得点を得た者を受託候補者とする。

イ 評価項目

- 提案内容
- 業務実施体制及び実績
- 実施内容
- 調査結果の報告とフォローアップ
- 経費見積

10 その他

(1) 事業概算額(参考)

35,946,720円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

(2) 書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担になります。

(3) 企画提案は1社につき1案とします。

(4) 本企画提案手続に関して、本市において作成した資料は本市の了解なく公表又は使用することはできません。

11 事務局

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9
川崎御幸ビル6階
総務企画局人事部職員厚生課
電話 044(200)3470
E-mail 17kosei@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第184号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

消防指令システム等保守点検業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

消防局警防部指令課
川崎市川崎区南町20番地7

3 落札者を決定した日

平成29年 4月 1日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 米田 和彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

107,789,060円

- 6 相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第185号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
消防指令システムサーバ等機器賃貸及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市消防局警防部指令課
川崎市川崎区南町20-7
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年3月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 JECC
営業本部長 村上 春生
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
新国際ビル7階
- 5 落札金額
988,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年2月10日

川崎市公告(調達)第186号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成29年度行政情報システム運用保守業務委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

- 5 契約金額
62,819,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第187号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
市税システム再構築に係る開発手法の調査・検討支援業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局税務部税制課
川崎市川崎区砂子1丁目8番9号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
アビームコンサルティング株式会社
代表取締役社長 岩澤 俊典
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
- 5 契約金額
48,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第188号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
国保ハイアップシステムパッケージ保守業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課ほか

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

34,634,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第189号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

国保ハイアアップシステム運用保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課ほか

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

51,483,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第190号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について

て公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

国保ハイアアップシステムに係る滞納整理システム科目追加改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課ほか

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 契約金額

54,907,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第191号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

行政情報システム機器及びソフトウェアに関する賃貸借並びに保守に関する契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

神奈川支店

神奈川支店長 近藤 晃司

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

5 契約金額(税抜きリース総額)

総額 1,196,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日
平成29年2月10日

川崎市公告（調達）第192号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
行政情報システム機器更新設定業務委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年3月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 米田 和彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額（税抜きリース総額）
総額 119,981,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第193号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入（製造）物品及び数量
大型ごみ中継コンテナ 5台
 - (2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
仕様書により指定する場所
 - (4) 納入期限
平成30年3月30日
 - (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は 本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電

子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年5月11日までに行ってください。
 - (4) 平成19年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。
また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
 - (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
 - (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
 - (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- 3 仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。
 - (1) 窓口での閲覧の場合
 - ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 吉田
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2093
 - イ 閲覧期間 平成29年4月25日～
平成29年5月11日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、
午後1時～午後5時
 - (2) インターネットでの閲覧の場合
 - ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス<http://keiyaku>。

- city.kawasaki.jp)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 平成29年4月25日～平成29年5月11日
午前8時～午後8時
- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。
提出期間 平成29年4月25日～平成29年5月11日
午前8時～午後8時
ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。
なお、申込書等の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。
- (2) 配布・提出期間
上記3(1)イに同じ。
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込書
イ 納入予定物品仕様書
ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)
エ アフターサービス・メンテナンス申告書
また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。
- 5 入札説明書の交付
上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。
- 6 発注課担当者
環境局生活環境部収集計画課 担当 原
電話 044-200-2571
- 7 仕様書に関する質問・回答
(1) 質問
次により、仕様書の内容に関して質問することができます。
なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。
質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答

しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間

平成29年4月25日～平成29年5月12日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間

平成29年4月25日～平成29年5月12日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 平成29年5月24日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成

29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに平成29年5月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成29年5月24日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成29年6月6日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成29年6月6日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7
-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成29年6月5日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、

入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Large-sized container relayed for garbage 5units
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 6 June 2017
- (3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Asset Maintenance Department Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

川崎市公告(調達)第194号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
新福祉総合情報システム(2次)運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年 4月 1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 アイネス 首都圏営業第二部
部長 星川 博敬
東京都千代田区三番町26番地
- 5 落札金額
243,794,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第195号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 4月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
新福祉総合情報システム(2次)番号法対応改修委託
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年 4月 1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 アイネス 首都圏営業第二部
部長 星川 博敬
東京都千代田区三番町26番地
- 5 落札金額

56,756,160円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

税 公 告

川崎市税公告第64号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第65号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第13号

水道料金等収納事務の委託について

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成20年川崎市水道局規程第8号)第2条の規定に基づき、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同規程第3条の規定により告示します。

平成29年 4月 5日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 委託先
(1) 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブニーイレブン・ジャパン

- 代表取締役社長 古屋一樹
- (2) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田貴司
- (3) 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 竹増貞信
- (4) 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
山崎製パン株式会社
代表取締役社長 飯島延浩
- (5) 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 宮下直行
- (6) 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役 山口浩志
- (7) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の
1

- 株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒真司
- (8) 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社
代表取締役社長 横山敏貴
- (9) 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役 山城恵司
- 2 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第28号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	平成29年度西部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内
	履行期間	契約の日から平成30年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年4月25日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	渡田山王町200mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎市渡田山王町1-1先 至：川崎市小田1-2-2先 ほか4件
	履行期間	契約の日から305日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年5月8日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「平4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「平4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「平4丁目200mm-100mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平4丁目200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：宮前区平4-16-3先 至：宮前区平4-2-17先 ほか7件
	履 行 期 間	契約の日から305日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年5月8日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「<u>渡田山王町200mm-75mm配水管布設替工事</u>」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「<u>川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領</u>」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「<u>渡田山王町200mm-75mm配水管布設替工事</u>」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「<u>渡田山王町200mm-75mm配水管布設替工事</u>」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「<u>川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領</u>」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(4) 本案件と「<u>渡田山王町200mm-75mm配水管布設替工事</u>」においては、配置できる技術者が1名でも両方の入札に参加することが可能です。詳細は「<u>入札情報かわさき</u>」の平成28年9月30日付け「<u>平成28年10月から入札契約制度を変更します</u>」を御覧ください。</p> <p>川崎市ホームページ「<u>入札情報かわさき</u>」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

川崎市上下水道局公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月4日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度 長沢浄水場 脱水土運搬委託 (単価契約)
	履行場所	長沢浄水場及び局指定場所
	履行期間	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」に登録されており、かつ神奈川県産業廃棄物収集運搬業又は川崎市産業廃棄物収集運搬業及び東京都産業廃棄物収集運搬業の「汚泥」の許可を受けていること。 (6) 平成14年4月1日以降に、汚泥運搬業務の元請としての履行完了実績を有すること。 (7) 運搬車として、10トン級(9トン～12トン)のダンプトラックを、契約期間中継続して6台以上保有又は調達することが可能であり、かつ配車することが可能であること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度地盤変動影響に係る建物等調査委託 (単価契約)
	履行場所	川崎市内及び本市が特に指定した場所
	履行期間	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「補償コンサルタント」、種目「事業損失部門」に登録されている者。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後3時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 鷺沼配水所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1 (鷺沼配水所内)
	履 行 期 間	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 潮見台配水所ほか31箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台4番1号 (潮見台配水所) ほか31箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 第1配水工事事務所用地ほか38箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1183 (第1配水工事事務所用地) ほか38箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 黒川分水井ほか14箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川1635 (黒川分水井内) ほか14箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 長沢浄水場ほか3箇所 植樹管理業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内) ほか3箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成30年2月23日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月25日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第30号

川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱(平成19年12月7日19川水総契第650号)第2条第2号に基づく公募型プロポーザル方式により、生田浄水場ほか7箇所運転監視・保守点検業務委託の受託適格者を特定することについて、次のとおり公告します。

平成29年4月5日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 委託件名

生田浄水場ほか7箇所運転監視・保守点検業務委託

(2) 履行場所

- ア 生田浄水場 川崎市多摩区生田1-1-1
- イ 稲田取水所 川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1
- ウ 工水管1号さく井 川崎市多摩区菅3-7-16
- エ 工水管2号さく井 川崎市多摩区菅4-4-1
- オ 工水管3号さく井 川崎市多摩区菅5-4-2
- カ 工水管5号さく井 川崎市多摩区菅北浦1-6-17
- キ 工水管6号さく井 川崎市多摩区生田1-24
- ク 工水管8号さく井 (稲田取水所内)

ケ 平間配水所 川崎市中原区上平間1668

(3) 履行期限

契約の日から平成35年3月31日まで

ただし、契約の日から平成30年3月31日までを業務準備期間とし、業務開始日は平成30年4月1日とします。

(4) 業務概要

本業務は、生田浄水場ほか7箇所の工業用水道施設において、次の業務を行うものです。

ア 運転監視・操作業務

- (ア) 施設の運転管理・操作
- (イ) 水量・水圧・水質の管理
- (ウ) 水運用等の連絡調整

イ 保守点検業務

- (ア) 巡視・日常・定期点検
- (イ) 補修・修繕業務
- (ウ) 維持管理業務

ウ 危機管理・緊急対応

エ 研修・教育訓練

オ 技術管理

カ 安全衛生管理

キ その他

- (ア) 受託者の提案に基づく業務
(イ) 受託者との協議により実施する業務
- 2 プロポーザル方式参加資格に関する事項
この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、単体企業であり、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登録されていること。
なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者(入札参加業種・種目に搭載のない者も含む。)で、本プロポーザルの参加を希望する者は、川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、平成29年4月28日までに競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
(4) プロポーザル公告日時点で、日本国内の水道施設または工業用水道施設の凝集沈でん処理施設を有する浄水場において、運転管理業務を元請として同一施設で1年以上継続して履行した実績を有すること。
なお、実績については、浄水場の運転監視・保守点検業務等を包括的に実施したものを対象(第三者委託であるかは不問とする。)とし、部分的な業務委託は対象外とします。
また、共同企業体により履行した実績は、代表者であるものに限りません。
- 3 プロポーザル方式実施説明書・参加意向申出書等の配布及び提出
この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書(川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱(平成19年12月7日19川水総契第650号。以下「要綱」という。)第3号様式。以下「参加意向申出書」という。)、資格要件書(実施説明書指定様式3)、2(3)及び(4)の要件を備えていることを証明する書類を提出しなければなりません。
資格要件書は、2(4)に示す条件を満たす実績について、公称施設能力が大きく、かつ履行年数が長期間であるものを最大5件まで記載し、これを証明できる資料の写しを参加意向申出書と合わせて提出してください。
なお、資格要件書で提出する実績については、本プロポーザルにおける参加資格を確認するとともに、施設能力の規模や履行年数の期間に応じて評価を行うこととします。

- (1) 配布及び提出場所
〒214-0034 川崎市多摩区三田5-1-1
(長沢浄水場内 浄水管理棟1階)
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課
電話 044-900-9710
- (2) 配布期間
平成29年4月5日から平成29年5月15日まで
(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出期間
平成29年4月21日から平成29年5月15日まで
(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 配布する書類
ア 実施説明書(様式集を含む。)
イ 参考資料集(電子データ)
- (5) 提出方法
上記(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。
- (6) 提出すべき資料
ア 参加意向申出書
イ 資格要件書
ウ 2(3)及び(4)の要件を備えていることを証明する書類
- 4 実施説明書に関する質問及び回答
- (1) 質問
実施説明書に関する質問がある場合は、実施説明書の指定様式1「実施説明書に関する質問書」により提出してください。
なお、評価基準に関する質問は受け付けません。
ア 提出場所
3(1)に同じ
イ 提出期間
平成29年4月12日から平成29年4月21日まで
(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)
ウ 提出方法
3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。
- (2) 回答
質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして次により回答します。
なお、回答書の郵送は行いません。
ア 回答場所
3(1)に同じ

イ 回答日時

平成29年5月8日午後1時から午後5時まで

5 参加資格確認結果通知書等の交付

参加意向申出書を提出した者には、次により参加資格確認結果通知書（要綱第4号様式）を交付します。また、参加資格が「有」と認められた者（以下「参加資格者」という。）には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（要綱第2号様式。以下「要請書」という。）を交付します。

なお、参加資格確認結果通知書等の郵送は行いません。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

平成29年5月22日午後1時から午後5時まで

(3) 非参加資格者の説明の請求及び回答

非参加資格者と通知された者が、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とする。）で説明を求めることができます。

ア 請求場所

3(1)に同じ

イ 請求期間

平成29年5月29日から平成29年6月2日まで

午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

ウ 請求方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 説明請求に対する回答

次により書面で回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

ア 回答場所

3(1)に同じ

イ 回答日時

平成29年6月9日（午後1時から午後5時まで）

6 技術提案書等の提出

参加資格者は、実施説明書に基づき、技術提案書等を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)に同じ

(2) 提出期間

平成29年7月7日から平成29年7月21日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 提出資料

ア 技術提案書 1部

イ 技術提案書等一覧表 1部

ウ 技術提案書に関連する添付資料 1部

エ 上記アからウの電子データ 1部

7 技術提案書作成に関する質問及び回答

(1) 質問

技術提案書作成に関する質問がある場合は、実施説明書の指定様式2「技術提案書作成に関する質問書」を次により提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

ア 提出場所

3(1)に同じ

イ 提出期間

平成29年6月1日から平成29年6月16日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時を除く。）

ウ 提出方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

(2) 回答

質問書を提出した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧にして次により回答します。

なお、回答書の郵送は行いません。

ア 回答場所

3(1)に同じ

イ 回答日時

平成29年6月30日午後1時から午後5時まで

8 技術提案書作成の留意事項

参加資格者は、実施説明書26に示す要求水準に基づき、実施説明書16に示す提案事項に対して明確かつ可能な限り具体的に提案を記述し、提案書を作成してください。

9 技術提案内容に対するヒヤリング

提出された提案書等の内容に対し、次の方法によりヒヤリングを実施します。

(1) 実施方法

提案書等の内容に関して、各参加資格者によるプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行うこととします。

(2) 実施日時・場所

8月上旬～中旬（各参加資格者に対して別途通知します。）

10 プロポーザル方式の評価方法

このプロポーザル方式の評価は、資格要件書で提出する実績の施設能力及び履行年数、提案書等（添付資料を含みます。）並びにヒヤリングにより行うことと

し、実施説明書に示す評価項目及び基準に基づき、評価点の総合計により総合評価点を算出します。

11 受託適格者の特定方法

(1) 特定方法

このプロポーザル方式における受託適格者は、10により算出した総合評価点の最も高い者を受託適格者とします。ただし、総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、技術評価の合計点が最も高いものを受託適格者とします。また、技術評価の合計点も同点である場合は、くじにより受託適格者を特定します。

なお、受託適格者として特定された者が契約締結までに辞退した場合、または参加資格を喪失した場合は、その者を除いて、総合評価点が最も高い者を受託適格者とします。

(2) 受託適格者の対象外とする場合

次に示す項目に該当する場合は、総合評価点によらず受託適格者の対象外とします。

ア 実施説明書16に示す提案事項について、記述がない提案事項がある場合

イ 実施説明書26に示す要求水準に対し、明らかに要求を満たしていない提案事項がある場合

ウ 提案価格が当局の提示した上限価格を超えている場合

エ 契約締結までに参加資格を喪失した場合

(3) 受託適格者の提案価格

受託適格者となるべき者の提案価格が、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、当該適格者を除き、評価値の最も高い者を受託適格者とすることがあります。

(4) 結果通知書の交付

12に示す参加資格喪失者を除き、技術提案書を提出した者全てに対し、評価の結果について「結果通知書(要綱第8号様式)」を交付します。

なお、結果通知書の郵送は行いません。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成29年9月上旬

(各参加資格者に対して別途通知します。)

(5) 説明請求

受託適格者に特定された者以外の者が、特定されなかった理由について疑義が生じた場合は、次により書面(書式は任意とします。)で説明を求めることができます。

ア 請求場所

3(1)に同じ

イ 請求期間

結果通知書交付日から5営業日以内

午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

ウ 請求方法

3(1)の場所に持参してください。なお、郵送による提出は受け付けません。

エ 説明請求に対する回答

次により回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

(ア) 回答場所

3(1)に同じ

(イ) 回答日時

当局が指定する日の午後1時から午後5時まで

12 参加資格の喪失

(1) 参加資格の喪失

参加資格者が契約を締結する期限までの間において、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者(以下「参加資格喪失者」という。)が既に提出した提案書等は無効とします。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う理由を「参加資格喪失通知書(要綱第7号様式)」により通知します。

ア 2の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

ウ 評価委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。

(2) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面(書式は任意とします。)で説明を求めることができます。なお、郵送による提出は認めません。

ア 請求場所

3(1)に同じ

イ 請求方法

参加資格喪失通知書交付日から5営業日以内の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参してください。

ウ 説明請求に対する回答

次により書面で回答します。なお、回答書の郵送は行いません。

(ア) 回答場所

3(1)に同じ

(イ) 回答日時

当局が指定する日の午後1時から午後5時まで

13 その他

(1) このプロポーザル方式において使用する言語及び

通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) このプロポーザル方式は、実施説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札心得等に定めるもの及び本案件の公告によるものとします。
- (3) このプロポーザル方式は、参加資格者が1者となったとき中止します。ただし、上下水道事業管理者が認める場合は、その限りではありません。
- (4) このプロポーザルの参加申し込み後、辞退する場合は、書面（書式は任意とします。）により申し出てください。
- (5) このプロポーザル方式において、参加資格者から提出された提出書類、提案書等は、原則として返却しません。なお、これらの提出書類等は、受託適格者の特定以外の目的で使用しません。
- (6) このプロポーザル方式において、提案書等の作成に必要な費用は、参加資格者の負担とします。
- (7) このプロポーザル方式において配布する実施説明書及びその他の資料等は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

- (8) このプロポーザル方式において提示された提案価格は、本業務委託における予定価格を算出するための根拠資料とします。
- (9) 受託適格者は、当局との契約交渉において、速やかに提案内容の詳細について協議を行ってください。
- (10) 受託適格者特定後、提案書作成時には想定されなかった理由により、業務内容、費用等を変更する必要がある場合は、当局との協議により必要と認められる場合に限り、内容を変更することができます。
- (11) 受託適格者は、契約締結後、速やかに業務準備に着手してください。
- (12) 契約締結後、業務開始までに必要な準備は、受託者の費用により実施してください。
- (13) その他、詳細事項等について疑義が生じた場合は、当局と協議のうえ決定します。

川崎市上下水道局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度江川せせらぎ水路清掃委託
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期間	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) バキューム車を保有または調達することが可能であること。 (7) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとする。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	等々力水処理センター実施設計委託その39
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期間	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降において、下水処理場(全体計画水量・晴天時日最大:100,000m³以上)における水処理施設の実施設計業務(新設、増設又は改築)の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者(総合技術監理部門技術士(下水道)、上下水道部門技術士(下水道)または下水道法に規定された資格を有する者)及び照査技術者 なお、業務責任者及び照査技術者は兼務不可とする。</p> <p>ウ 土木担当技術者の長として、上下水道部門技術士(下水道)の資格を有する者</p> <p>エ 建築担当技術者の長として、一級建築士の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	長沢浄水場排水処理施設改良に伴う詳細設計業務委託
	履行場所	多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履行期間	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の全てに記載されている者。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設(浄水場、着水井、配水池等の基幹構造物)の新設(更新含む)及び耐震補強に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の条件を満たした技術者を全て配置できること。</p> <p>ア 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を本業務の業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者を兼任することはできません。 また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。</p> <p>イ 技術士試験の第二次試験において、建設部門の選択科目「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門の選択科目「鋼構造及びコンクリート」を合格した技術士資格を有する者、もしくはコンクリート診断士、コンクリート主任技師のいずれかの資格を有する者。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	債権管理に伴う遅延損害金・延滞金の管理システム開発及び運用業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市上下水道局サービス推進部営業課ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」に記載されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項による中小企業であること。 (6) 国又は地方公共団体等が発注した電気・ガス・水道・通信等の継続的供給契約に基づく事業の債権管理に係るシステム開発の元受履行完了実績があること。 (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は国際規格ISO 27001の認証を取得していること。 (8) 国際規格ISO 9001の認証を取得していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	6号配水本管流量計改造に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田5-29
	履 行 期 間	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	

入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	末吉橋架替事業に伴う上水1号送水管布設替基本設計業務委託
	履 行 場 所	自：川崎市幸区小倉5-24先 至：横浜市鶴見区上末吉5-12先
	履 行 期 間	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されている者。</p> <p>(4) 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を本業務の業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任できません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年5月9日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	麻生・等々力下水圧送管その8工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台、水沢2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から255日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年5月15日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理地区内下水枝線その13工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期間	契約の日から270日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年5月9日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 調達の名称及び数量

- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 5,784,597キロワット時
- (2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 3,790,016キロワット時
- (3) 生田浄水場で使用する電気 高圧受電(単価契約)
予定使用電力量 8,379,400キロワット時
- (4) 平間配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 2,526,088キロワット時
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 3,628,105キロワット時
- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
(単価契約)
予定使用電力量 22,394,658キロワット時
- (7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 22,462,264キロワット時
- (8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 11,847,714キロワット時
- (9) 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 25,697,760キロワット時
- (10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 5,739,337キロワット時
- (11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 4,748,621キロワット時
- (12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
予定使用電力量 2,986,852キロワット時
- (13) デジタル水道メーター(新品) 13mm 21,600個
- (14) デジタル水道メーター(新品) 20mm 38,400個
- (15) デジタル水道メーター(修理) 20mm 21,600個
- (16) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t
(単価契約)
- (17) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t (単価契約)
- (18) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 1 kg (単価契約)
- (19) 高分子凝集剤 1 t (単価契約)(下水)
- (20) 次亜塩素酸ナトリウム 1 t (単価契約)(下水)
- (21) 泥土改質剤ロックマスターL-670 1 kg
(単価契約)(下水)

- (22) 特殊固化材 1 t (単価契約)(下水)
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者の相手方を決定した日
 - (1) 1 (1)~(12)
平成29年2月23日
 - (2) 1 (13)~(15)
平成29年3月14日
 - (3) 1 (16)~(18)
平成29年3月8日
 - (4) 1 (19)~(22)
平成29年3月10日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1 (1)~(12)
東京電力エナジーパートナー
株式会社 E&G事業本部 南関東本部
南関東本部長 佐藤 茂雄
横浜市中区弁天通1丁目1番地
 - (2) 1 (13) (15)
柏原計器工業 株式会社
関東営業部神奈川営業所
所長 片平 初男
横浜市青葉区あざみ野2丁目2番地4
 - (3) 1 (14)
東洋計器 株式会社 横浜営業所
所長 長崎 聡一郎
横浜市中区山下町74番地1
 - (4) 1 (16)
協栄産業 株式会社 神奈川支店
支店長 杉山 公之
川崎市麻生区王禅寺東二丁目33番8号
 - (5) 1 (17)
株式会社 泰山堂
代表取締役 金成 敏史
川崎市川崎区駅前本町15番地1
 - (6) 1 (18)
水研化学工業 株式会社
代表取締役 村松 令一郎
神奈川県大和市深見西四丁目8番24号
 - (7) 1 (19)~(22)
葵薬品産業 株式会社
代表取締役 間瀬 良夫
川崎市川崎区本町一丁目5番地15
タウンビル1階
- 5 落札金額に係る契約金額
 - (1) 1 (1)
101,621,094円

- (2) 1 (2)
66,824,383円
- (3) 1 (3)
150,821,854円
- (4) 1 (4)
47,077,136円
- (5) 1 (5)
66,270,394円
- (6) 1 (6)
346,884,720円
- (7) 1 (7)
351,153,441円
- (8) 1 (8)
184,391,684円
- (9) 1 (9)
398,500,063円
- (10) 1 (10)
101,815,104円
- (11) 1 (11)
91,831,016円
- (12) 1 (12)
56,572,135円
- (13) 1 (13)
45,956,160円
- (14) 1 (14)
102,435,840円
- (15) 1 (15)
24,027,840円
- (16) 1 (16)
30,240円
- (17) 1 (17)
55,404円
- (18) 1 (18)
307.8円
- (19) 1 (19)
727,920円
- (20) 1 (20)
44,820円
- (21) 1 (21)
752.76円
- (22) 1 (22)
11,664円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
- (1) 1 (1)~(12)
平成29年1月10日
- (2) 1 (13)~(22)

平成29年1月25日

川崎市上下水道局公告(調達)第10号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 調達の名称

平成29年度 長沢浄水場 脱水土処理
(粒状改良土) 業務委託(単価契約)

- (1) 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
- (2) 落札者を決定した日
平成29年2月24日
- (3) 落札者の氏名及び住所
株式会社 エコ・ファクトリー
代表取締役 有田 一成
東京都稲城市大丸1434番地3
- (4) 落札金額
50,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 入札の公告を行った日
平成29年1月10日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月13日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成元年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第6条2第1項を、を次のように改める。

局長は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が

裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)

(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する者である場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)をさせてはならない。

第6条の2第5項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る子(1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)に限る。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が1項に規定する職員に該当しなくなった場合当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして、第1項各号のいずれにも該当する者となった場合

第6条の3第5項中「1週間を経過する日(以下)の次に「この項において」を加える。

第6条の3第8項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当

該請求をした職員がそれぞれ第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第6条の4を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第6条の4 第6条の2(同条第5項第4号から6号を除く。)及び前条(同条第1項及び第8項第3号を除く。)の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第6条の2第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)のある職員が当該子を養育」とあり、前条第1項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、前条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、6条の2第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第5項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、同条第3中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、同条第3項中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、「ものとする。この場合において、第1項の規定による請求に係る期間と第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。」とあるのは「ものとする。」と、同条第4項、第5項及び第7項中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、同条第8項中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」

とあるのは「要介護者と当該請求をした職員の親族関係が消滅した」と、同条第9項中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

第9条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護時間

第12条の2第1項中「ため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、局長に対して行わなければならない。
- 4 局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
第12条の2に次の4項を加える。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、局長に対し申し出なければならない。
- 6 局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、局長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかでない日であ

る場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、歴に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
- 9 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。半日を単位とする介護休暇は、1日を通じ、1時間を単位とする介護休暇又は介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がない日に与えるものとする。
- 10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 11 介護休暇を取得した職員の給与の減額方法については、給与等支給規程第13条第4項及び第5項の例による。
- 12 所属長は、月の末日に至った場合には、その月において給与を減額されることとなった職員についての同規程第13条の2に規定する給与減額報告書を作成し、速やかに給与担当課長に提出しなければならない。
第12条の3を第12条の4とし、第12条の3の次に次の1号を加える。
(介護時間)
第12条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は職員の育児を事由とする特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 5 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 6 前項に規定する給与の減額方法については、給与等

支給規程第13条第4項及び第5項の例による。

12 所属長は、月の末日に至った場合には、その月において給与を減額されることとなった職員についての同規程第13条の2に規定する給与減額報告書を作成し、速やかに給与担当課長に提出しなければならない。

第12条の4を第12条の5とし、見出しを「(病気休暇等の承認)」に改め、同条第1項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第2項中「第17条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「者」を「とき」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の局長が定める場合には局長が定める期間)」を加え、同条第3項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同条第5項第2号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

別表第5の18 短期の介護の項中「孫及び」を「孫若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「配偶者及び」を「配偶者若しくは」に改める。

別表第3備考第2項を次のように改める。

2 この表に定める子(18の子を除く。)には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

別表第3備考12関係第1号及び同表備考13関係中「第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改める。

別表第3備考15関係第4号中「この休暇は、半日を単位として与える」を「付与日数の単位は、第10条第11項(後段を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項前段中「、半日又は1時間」とあるのは「又は半日」と読み替えるものとする」に改める。

別表第3の付表第1備考第2号中「別表第3備考第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の規程第12条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第12条の2に規定する指定期間については、局長は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(附則第2項の規定による指定期間の指定)

3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、局長に対して行わなければならない。

4 局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、同項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、局長に対し申し出なければならない。

6 局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、局長は、それぞれ、この規程の施行の日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかなる場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月13日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程(平成13年交通局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中へをホとし、フをへとし、ヒをフとし、ハをヒとし、ノをハとし、ネの次に次のように加える。

ノ 介護時間を承認された場合 介時間

第4条第4号中キをケとし、カをクとし、オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 自己啓発等休業を承認された場合 自休業

オ 配偶者同行休業を承認された場合 配休業

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

川崎市交通局規程第15号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月13日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平 野 誠

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程等の一部を改正する規程（川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部改正）

第1条 川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年11月20日交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の5中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下この号において同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この号において同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第12条第4項第1号中「条例第12条第1項又は第2項」を「条例第12条又は川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。）第12条の3第5項」に改める。

第12条の2第2項第2号中「条例第12条第1項又は第2項」を「条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項」に改める。

第13条第1項中「職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき局長が承認を与えた場合を除くほかは、その勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額する。」を「条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項の規定により、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額し

て給与を支給する場合には、勤務しない1時間につき第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」に改め、「この場合」の次に「（部分休業の承認を受けて勤務しないことにより減額される場合を除く。）」を加え、「第18条に規定する「給料の月額」を「同項に規定する「給料の月額」に改める。

同条第2項中「前項の「その勤務しないことにつき局長が承認を与えた場合」」を「条例第12条第1項に規定する「その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合」」に改める。

同条第4項を次のとおり改める。

4 条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項の規定により減額すべき給与額は、その月分の給料に対応する額、地域手当に対応する額及び初任給調整手当に対応する額をそれぞれ翌月以降の給料、地域手当及び初任給調整手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額を給料、地域手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

同条第5項中「減額すべき給与額」を「条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項の規定により減額すべき給与額」に改める。

第13条の2中「第13条第1項の規定に該当し」を「条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項の規定に該当し、」に改め、「給与減額報告書」を「給与減額者報告書」に改める。

第15条の2中「川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。）」を「勤務時間等規程」に改める。

第2号様式を次のとおり改める。

第2号様式 (第13条の2関係)

課 → 給与担当課

給与支払コード 職員コード 氏名 退職年月日	押印欄																															押印欄	
	給与減額者報告書																															給与減額 時間数	部分休業 ・介護時間 時間数
不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・ 無給職免・部分休業・介護時間の記録	不参日数・ 時間数 合計		欠勤日数・ 時間数 合計		介護休暇 日数・時間数 合計		組合休暇 日数・時間数 合計		無給職免 日数・時間数 合計		給与減額 日数・時間数 合計																						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	日数		日数		日数		日数		日数		日数																						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後																						
23 24 25 26 27 28 29 30 31	時間数		時間数		時間数		時間数		時間数		時間数																						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	日数		日数		日数		日数		日数		日数																						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後																						
23 24 25 26 27 28 29 30 31	時間数		時間数		時間数		時間数		時間数		時間数																						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	日数		日数		日数		日数		日数		日数																						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後																						
23 24 25 26 27 28 29 30 31	時間数		時間数		時間数		時間数		時間数		時間数																						
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	日数		日数		日数		日数		日数		日数																						
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後																						
23 24 25 26 27 28 29 30 31	時間数		時間数		時間数		時間数		時間数		時間数																						

1 日付欄の記入方法

- (1) 1日単位の不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・無給職免の場合及び半日単位の介護休暇・無給職免の場合 2 「時間数」は、時間単位のみの合計を記入してください。
- 次の記号を記入してください。
- 1日不参の場合……不 1日欠勤の場合……欠 1日介護休暇の場合……介
 - 午前介護休暇の場合…① 午後介護休暇の場合…△ 1日組合休暇の場合……組
 - 1日無給職免の場合……免 午前無給職免の場合……② 午後無給職免の場合…△
- (2) 1時間単位の欠勤・介護休暇・組合休暇・無給職免の場合及び不参・部分休業・介護時間の場合
その時間を記入してください。
- (3) 連休日及び休日又は代休日は、日付欄へ赤にて○印を付してください。
- 3 給与減額日数・時間数合計欄は、不参・欠勤・介護休暇・組合休暇・無給職免の日数・時間数の合計を記入してください。
- 4 介護休暇の届の場合は、必ず介護休暇願の写しを添付してください。
- 5 無給職免の届の場合は、必ず職免願の写しを添付してください。
- 6 部分休業の届の場合は、必ず部分休業承認請求書の写しを添付してください。
(当初月のみ)
- 7 この報告書は、翌月3日までに提出してください。

(川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年12月17日交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「条例第12条」を「条例第12条第1項」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 自己啓発等休業職員(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。)

(9) 配偶者同行休業職員(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第4条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の91」に、「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の83.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第5条第2項第5号中「第4項第5号」を「第4項第7号」に改め、同号を第7号とする。

同条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1の期間

(3) 配偶者同行休業職員として在職した期間の2分の1の期間

同条第4項本文中「第6号若しくは第9号(第6号に係る部分に限る。)」を「第8号若しくは第12号(第8号に係る部分に限る。)」に改める。

同条第4項第9号中「第2号」を「第4号」に、「第3号」を「第5号」に、「第4号」を「第6号」に、「前3号」を「前4号」に改め、同号を第12号とする。

同条第4項第8号中「1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間」を「勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間」に改め、同号を第11号とする。

同条第4項第7号中「勤務時間規程」を「勤務時間等規程」に改め、同号を第9号とする。

同条第4項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とする。

同条第4項第4号中「給料等支給規程第13条」を「条例第12条第1項」に改め、「給与を減額された期間(」の次に「組合休暇により給与を減額された期間を除き、」を加え、同号を第6号とする。

同条第4項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1の期間

(3) 配偶者同行休業職員として在職した期間の2分の1の期間

同条第4項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 勤務時間等規程第12条の5の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第7条中「第5条第4項第4号及び第6号」を「第5条第4項第6号及び第8号」に、「同項第7号」を「同項第9号」に、「介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間」を「介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第10号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第11号に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間」に、「及び同号」を「及び第9号から第11号まで」に改める。

第10条第2項第3号中「条例第12条第1項又は第2項」を「条例第12条又は勤務時間等規程第12条の3第5項」に改める。

同条第2項第9号中「条例第14条の2」を「条例第14条の4」に改める。

(川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部改正)

第3条 川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程(昭和57年11月30日交通局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号中「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、」の次に「法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、」を加える。

第11条の3第2項第2号中「公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、」の次に「法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、」を加える。

(川崎市交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部改正)

第4条 川崎市交通局企業職員の単身赴任手当に関する規程(平成3年3月29日交通局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「条例第12条」を「条例第12条又は川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成元年7月31日交通局規程第6号)第12条の3第5項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎駅東口乗り場案内整理・車両誘導等業務委託

(2) 履行場所

川崎駅東口23番乗り場

(3) 履行期間

平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎駅東口23番乗り場における川崎競馬貸切バスの乗降客及び車両の誘導業務（詳細は、仕様書のとおり）

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「警備」、種目「人的警備」及び「駐車場管理」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年4月11日から平成29年4月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年4月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運輸係 新見

電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年4月26日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月13日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
菅生営業所地質調査委託
- (2) 履行場所
川崎市宮前区犬蔵3-5-1
- (3) 履行期間
契約締結日から平成29年7月31日まで
- (4) 業務概要
特記仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間

平成29年4月13日から平成29年4月19日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (3) 提出方法
持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- ※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年4月21日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 森山
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法

総価で行います。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年4月28日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

- (3) 入札書の提出方法

持参

- (4) 入札保証金

免除

- (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
 - (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
中型ノンステップバス
(ディーゼル・8.99mクラス) 2両
 - (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
 - (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
 - (4) 納入期限
平成30年3月31日
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

 - (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年5月23日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

 - (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ アフターサービス・メンテナンス申告書
 - ウ 検査の実施に関する誓約書
 - エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
 - (2) 提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228
 - (3) 提出期間
平成29年4月25日から平成29年5月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
 - (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成29年5月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課車両係 石沢
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 日 時 平成29年6月7日 午前11時00分
- (イ) 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 期 限 平成29年6月5日 必着
- (イ) 宛 先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

- ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Middle Non-step bus (Diesel 8.99m class) 2017 Model or 2018 Model Quantity 2
- (2) Time limit for tender:
11:00 A.M. 7 June, 2017
- (3) Time limit for tender by mail:
5 June, 2017
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa
210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大型ハイブリッド・ノンステップバス
（ディーゼル電気式・10.5mクラス）2両

- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
平成30年3月31日
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年5月23日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期（最低15年）にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ アフターサービス・メンテナンス申告書
ウ 検査の実施に関する誓約書
エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）
※上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
- (2) 提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村

- 電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
平成29年4月25日から平成29年5月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の入手方法
入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成29年5月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課車両係 石沢
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (1) 入札方法
ア 持参による入札の場合
(ア) 日 時 平成29年6月7日 午前11時00分
(イ) 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
イ 郵送による入札の場合
(ア) 期 限 平成29年6月5日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 開札の日時及び場所
8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General bus - large Non-step bus(electric hybrid 10.5m class) 2017 Model or 2018 Model
Quantity 2

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 7 June, 2017

(3) Time limit for tender by mail:

5 June, 2017

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa

210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第6号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A（7月～9月分） 298キロリットル

イ 軽油B（7月～9月分） 450キロリットル

ウ 軽油C（7月～9月分） 196キロリットル

エ 軽油D（7月～9月分） 524キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

ア 川崎市交通局上平間営業所

イ 川崎市交通局塩浜営業所

ウ 川崎市交通局井田営業所

エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

平成29年7月1日から平成29年9月30日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において業種「燃料・油脂類」、種目「石油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加に係る業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年5月25日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年4月25日から平成29年5月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類(供給保証書)を平成29年5月25日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成29年6月2日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 石沢

電話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の108分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア)日時 平成29年6月21日 午前11時00分

(イ)場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア)期限 平成29年6月19日 必着

(イ)宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

(1) アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Gas Oil Quantity 298kl
- ② Gas Oil Quantity 450kl
- ③ Gas Oil Quantity 196kl
- ④ Gas Oil Quantity 524kl

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M., June 21, 2017

(3) Time limit for tender by mail:

June 19, 2017

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

交 通 局 訓 令

川崎市交通局訓令第1号

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月13日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程(平成18年交通局訓令第1号)の一部を次のように改正する。第12条第3項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第6項中「第12条の4」を「第12条の5」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

病 院 局 告 示

川崎市病院局告示第1号

川崎市立川崎病院の使用料等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 委託先

東京都千代区神田駿河台2丁目9番地
株式会社 ニチイ学館
代表取締役 寺田 明彦

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市病院局告示第2号

川崎市立井田病院の使用料等収納事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 委託先

東京都港区港南1丁目7番18号
DBC品川東急ビル6階
株式会社 ソラスト

代表取締役 石川 泰彦

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市病院局告示第3号

川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院の
診療費等収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2
の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助
に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業
法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の
規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 委託先

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 川村 健一

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長 古城 幸雄

東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社
代表取締役 横山 敏貴

東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役社長 馬場 英一

神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役社長 山口 浩志

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セコマ
代表取締役 丸谷 智保

群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン
代表取締役社長 平田 実

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社
代表取締役社長 飯島 延浩

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 真司

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 宮下 直行

東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 玉塚 元一

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市病院局告示第4号

川崎市立川崎病院の使用料等収納事務の
委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の
規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助に
関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法
施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規
定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 委託先

川崎市川崎区南町12-16
株式会社K S P 川崎支社
支社長 山本 芳樹

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市病院局告示第5号

川崎市立病院における入院・外来自己負担
金等滞納者に係る滞納債権の収納業務の委
託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2
の規定に基づき、川崎市立川崎病院の料金等の収納補助
に関する事務を次のとおり委託したので、地方公営企業
法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の
規定により告示します。

平成29年4月3日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 委託先

川崎市川崎区東田町5番地3 ホンマビル4階

市役所通り法律事務所
 弁護士法人A S K
 社員弁護士 伊藤 諭

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第14号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は

は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度川崎市立病院患者・職員満足度調査業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院及び川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年1月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「調査・測定」 種目「その他の調査・測定」
競争参加の申込	平成29年4月10日(月)から平成29年4月14日(金)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札保証金	免除します。	
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。	
入札及び開札	平成29年4月21日(金)午前10時00分	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第5号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月25日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 役務の名称

- (1) 川崎病院総合医療情報システム保守業務委託
- (2) 井田病院総合医療情報システム保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 平成29年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 富士通 株式会社 川崎支店

支店長 佐々木 智瑞

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

- (2) 富士通 株式会社 川崎支店

支店長 佐々木 智瑞

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

5 契約金額

- (1) 67,926,794円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

- (2) 64,049,050円

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第4号

第34回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年4月3日

川崎市農業委員会 会長 長瀬和徳

1 日時

平成29年4月10日(月)午後2時00分

2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (5) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について

- (6) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (7) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (8) 平成29年度川崎市予算要望(回答)
- (9) 平成30年度県農林業施策及び予算に関する建議について(素案)
- (10) 違反転用報告
- (11) その他

職 員 共 済 組 合 組 合 公 告

川崎市共済公告第4号

川崎市職員共済組合組合会議員選挙を次のとおり行う。

平成29年4月4日

川崎市職員共済組合 理事長 三 浦 淳

- 1 選挙の日時 平成29年4月19日(水)
午後4時00分から午後4時30分まで
- 2 選挙会の日時 平成29年4月19日(水)
午後4時30分から
- 3 選挙及び選挙会の場所、選挙すべき議員の数並びに選挙長の氏名

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙及び選挙会の場所	選挙長の氏名
第3区	1人	消防局会議室	杉山哲男

市 議 会 規 程

川崎市議会規程第1号

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月14日

川崎市議会議長 石田 康博

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成5年川崎市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「

総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

を
「

総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得			
山 林 所 得			

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第41号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月14日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第2期		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第42号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月14日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第43号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月14日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成29 年度	介護保険料	第1期 以降		計26件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第15号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月 3日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	4月第 1期以 降		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第16号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月13日

川崎市幸区長 石渡 伸幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護保険料	第5～ 12期分	平成29年5月1日 (第5期～12期 分)	計1件
平成28 年度	介護保険料	第7～ 12期分	平成28年5月1日 (第7期～12期 分)	計2件

別紙省略

川崎市幸区公告第17号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年4月14日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計3件
平成29 年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	過年4 月以降		計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第18号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年4月14日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついで裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
(別紙省略)

川崎市幸区公告第19号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年4月14日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第19号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年4月14日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	4月第 1期以 降		計1件

平成29年度	国民健康保険料	12月第5期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年4月		計1件

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第17号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月 3日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	4月第1期以降		計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第20号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月13日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第1期分		計6件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第21号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月14日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第5期以降		計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期以降		計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期		計6件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第23号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 4月14日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第3期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	第9期以降		計1件
平成29年度	国民健康保険料	第10期以降		計2件
平成29年度	国民健康保険料	過年4月		計3件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第24号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年 4月14日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康保 険料	第3期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康保 険料	第4期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康保 険料	第10期		計2件

別紙省略

辞 令

平成29年 4月 1日付人事異動

(事業管理者)

任 命	氏 名	前 職
川崎市交通事業管理者 交通局長	平 野 誠	交通局から出向（企画管理部長）
3月31日付退職		
退職	飯 塚 哲	川崎市交通事業管理者 交通局長

(市長事務局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
総務企画局担当理事 総務企画局都市政策部長事務取扱	北 篤 彦	総務企画局都市政策部長
総務企画局担当理事 総務企画局本庁舎等建替準備室長事務取扱 総務企画局本庁舎等建替準備室担当課長事務取扱 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長事務取扱	和 田 忠 也	総務企画局本庁舎等建替準備室長 総務企画局本庁舎等建替準備室担当課長事務取扱
財政局長	唐仁原 晃	市民文化局長
市民文化局長	鈴 木 賢 二	中原区長
環境局長	大 澤 太 郎	環境局総務部長
健康福祉局担当理事 健康安全研究所長事務取扱	岡 部 信 彦	新任
市立看護短期大学長 健康福祉局医務監兼務 総務企画局担当理事兼務 こころの相談所兼務 井田障害者センター兼務 市立川崎病院精神科併任	坂 元 昇	健康福祉局医務監 総務企画局担当理事兼務 こころの相談所兼務 井田障害者センター兼務 市立看護短期大学教授兼務 市立川崎病院精神科併任

まちづくり局担当理事 まちづくり局施設整備部長事務取扱	内 野 俊 之	まちづくり局施設整備部長
建設緑政局担当理事 建設緑政局総務部長事務取扱	鈴 木 直 仁	麻生区役所道路公園センター所長
臨海部国際戦略本部担当理事 臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長事務取扱	中 村 健	経済労働局担当理事 経済労働局公営事業部長事務取扱
幸区長	石 渡 伸 幸	市民文化局コミュニティ推進部長
中原区長	向 坂 光 浩	麻生区役所副区長 麻生区役所まちづくり推進部長兼務
高津区長	高 梨 憲 爾	高津区役所副区長 高津区役所まちづくり推進部長兼務
宮前区長	小田嶋 満	教育委員会から出向 (学校教育部長)
多摩区長	石 本 孝 弘	まちづくり局市街地整備部長
会計管理者 会計室長事務取扱 (部長級)	山 田 祥 司	高津区長
総務企画局担当部長(服務監察担当)	北 野 浩 祥	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長
総務企画局秘書部長	中 川 耕 二	総務企画局都市政策部担当部長
総務企画局秘書部担当部長(政策調整担当)	藤 井 智 弘	総務企画局シティプロモーション推進室長
総務企画局シティプロモーション推進室長	三 瓶 清 美	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
総務企画局総務部長	関 敏 秀	議会局から出向 (議事調査部長)
総務企画局情報管理部長	久 万 竜 司	総務企画局秘書部長
総務企画局情報管理部担当部長 総務企画局情報管理部行政情報課長事務取扱	春 日 久	総務企画局情報管理部統計情報課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長	阿 部 浩 二	総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局危機管理室長	高 橋 実	総務企画局危機管理室副室長
総務企画局危機管理室副室長 総務企画局危機管理室担当課長事務取扱	飯 塚 豊	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
財政局財政部長	三 富 吉 浩	財政局担当部長(地方公共団体金融機構)
財政局資産管理担当部長 財政局資産管理部契約課長事務取扱 総務部担当部長併任 企画管理部担当部長併任 経営企画室担当部長併任	西之坊 行 宏	財政局資産管理部契約課長
財政局税務部長	佐 賀 敏 宏	財政局収納対策部長
財政局収納対策部長	田 村 滋 章	かわさき市税事務所長
かわさき市税事務所長	村 野 明	総務企画局情報管理部システム管理課長
みぞのくち市税事務所担当部長 こすぎ市税分室長事務取扱	行 川 正 晃	しんゆり市税事務所資産税課長
しんゆり市税事務所長	石 川 信 弘	みぞのくち市税事務所市民税課長
財政局担当部長(地方公共団体金融機構)	斎 藤 禎 尚	財政局財政部庶務課長
市民文化局コミュニティ推進部長	中 村 茂	市民文化局市民文化振興室長
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当部長兼務	杉 山 俊 成	市民文化局市民スポーツ室長

市民文化局市民文化振興室長 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進 室担当部長兼務	高田 智 幸	川崎市市民ミュージアム館長
経済労働局産業政策部長	高橋 哲 也	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長
都市農業振興センター所長	赤坂 慎 一	経済労働局産業政策部庶務課長
経済労働局次世代産業推進室長 経済労働局次世代産業推進室担当課長事務取扱	玉井 一 彦	臨海部国際戦略本部国際戦略推進部長
経済労働局公営事業部長	鈴木 正 紀	経済労働局担当課長 (神奈川県川崎競馬組合派遣)
環境局総務部長	斉藤 浩 二	環境局生活環境部長
環境局環境評価室長	小林 幸 雄	環境局環境対策部環境管理課担当課長
環境局環境対策部長	川村 真 一	環境総合研究所担当部長
環境局生活環境部長	高橋 勝 美	中原生活環境事業所長
環境局生活環境部担当部長(廃棄物政策担当)	高橋 悦 子	環境局総務部庶務課長
多摩生活環境事業所長	渋谷 行 雄	環境局生活環境部廃棄物指導課長
環境局施設部長	三宅 仁	環境局施設部担当部長
環境局施設部担当部長 浮島処理センター所長事務取扱	田中 耕 治	環境局施設部処理計画課長
環境総合研究所担当部長 環境総合研究所事業推進課長事務取扱	武藤 良 博	環境局生活環境部収集計画課長
健康福祉局障害保健福祉部担当部長 障害者更生相談所事務取扱	手塚 光 洋	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
こころの相談所長事務取扱 健康福祉局生活保護・自立支援室兼務	竹島 正	健康福祉局障害保健福祉部担当部長
健康福祉局保険医療政策室長	廣政 稔	健康福祉局障害保健福祉部担当部長
健康福祉局担当部長 (神奈川県後期高齢者医療広域連合派遣)	柳澤 和 也	健康福祉局地域福祉部収納管理課長(専任)
まちづくり局計画部長	藤原 徹	まちづくり局計画部都市計画課長
まちづくり局市街地整備部長	宇留間 雅彦	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進 課長
まちづくり局拠点整備推進室長	松元 信 一	まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局拠点整備推進室担当部長 中原区役所まちづくり推進部担当部長兼務	白井 章 雄	まちづくり局指導部建築審査課長
建設緑政局広域道路整備室長	小林 登	建設緑政局道路河川整備部道路整備課長
建設緑政局緑政部長 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課担当課長 事務取扱	萩原 茂	建設緑政局等々力緑地再編整備室長
建設緑政局等々力緑地再編整備室長 建設緑政局等々力緑地再編整備室担当課長事務 取扱 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進 室担当部長兼務	土田 勝 也	建設緑政局緑政部みどりの協働推進課長
建設緑政局道路管理部長	綱島 清	総務企画局担当部長(服務監察担当)
建設緑政局道路河川整備部長	奥澤 豊	臨海部国際戦略本部拠点整備推進部長
建設緑政局道路河川整備部担当部長	福田 賢 一	建設緑政局総務部技術監理課長
建設緑政局自転車対策室長 建設緑政局自転車対策室担当課長事務取扱	吉濱 匡 孝	幸区役所道路公園センター所長
港湾局港湾経営部長	中上 一 夫	港湾局港湾経営部整備計画課長
臨海部国際戦略本部国際戦略推進部長	白鳥 滋 之	経済労働局次世代産業推進室長

臨海部国際戦略本部国際戦略推進部担当部長 キングスカイフロントマネジメントセンター所 長事務取扱	岡 正	キングスカイフロントマネジメントセンター所 長
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部長	平 井 正 明	北部都市基盤整備事務所長
川崎区役所副区長 川崎区役所まちづくり推進部長兼務	水 谷 吉 孝	経済労働局産業政策部長
川崎区役所大師支所長 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション所長 兼務	野 口 昭 彦	川崎区役所まちづくり推進部総務課長
川崎区役所道路公園センター所長	鈴 木 利 之	建設緑政局広域道路整備室担当課長
幸区役所保健福祉センター所長兼務 免 幸区役所保健福祉センター副所長兼務	瀬 戸 成 子	幸区役所医監
幸区役所まちづくり推進部担当部長 幸区役所まちづくり推進部総務課長事務取扱	大 竹 薫	幸区役所まちづくり推進部総務課長
幸区役所区民サービス部長	高 野 淳 一	総務企画局情報管理部長
幸区役所保健福祉センター副所長	池 田 稔 郎	宮前区役所保健福祉センター副所長
幸区役所道路公園センター所長	高 津 修	中原区役所道路公園センター所長
中原区役所副区長 中原区役所まちづくり推進部長兼務	永 山 実 幸	中原区役所区民サービス部長
中原区役所区民サービス部長	峰 浩 一	総務企画局総務部担当部長
中原区役所道路公園センター所長	山 田 彰 彦	建設緑政局緑政部長
高津区役所副区長 高津区役所まちづくり推進部長兼務	多 田 貴 栄	環境局生活環境部担当部長 (廃棄物政策担当)
高津区役所まちづくり推進部担当部長 高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長 事務取扱 川崎市高津市民館長併任	島 田 秀 雄	教育委員会から出向 (生涯学習部担当部長)
高津区役所道路公園センター所長	磯 田 博 和	建設緑政局広域道路整備室長
宮前区役所区民サービス部長	福 嶺 傑	宮前区役所まちづくり推進部総務課長
宮前区役所保健福祉センター副所長	高 階 清 策	健康福祉局地域福祉部地域福祉課長
宮前区役所保健福祉センター担当課長 (地域ケア推進担当) 事務取扱 免 宮前区役所保健福祉センター担当課長 (地域支援担当) 事務取扱	松 浦 和 子	宮前区役所保健福祉センター担当部長 (地域みまもり支援センター担当)
多摩区役所区民サービス部担当部長 多摩区役所生田出張所長事務取扱	亀 田 俊 夫	交通局から出向 (自動車部担当部長)
免 多摩区役所保健福祉センター担当課長 (地域支援担当) 事務取扱 多摩区役所保健福祉センター担当課長 (地域ケア推進担当) 事務取扱	太 山 和 枝	多摩区役所保健福祉センター担当部長 (地域みまもり支援センター担当)
多摩区役所道路公園センター所長	板 橋 茂 夫	建設緑政局総務部庶務課長
麻生区役所副区長 麻生区役所まちづくり推進部長兼務	山 口 良 和	川崎区役所副区長
麻生区役所区民サービス部長	長谷川 幸 雄	病院局から出向 (総務部担当部長)
麻生区役所保健福祉センター担当部長 (地域みまもり支援センター担当) 麻生区役所保健福祉センター担当課長 (地域ケア推進担当) 事務取扱	佐 藤 慎 子	麻生区役所保健福祉センター担当課長 (地域支 援担当)

麻生区役所道路公園センター所長 (課長級)	太 田 豊	建設緑政局道路河川整備部担当部長
総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当)	宮 崎 伸 哉	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当)	沖 本 里 恵	麻生区役所まちづくり推進部総務課課長補佐 麻生区役所まちづくり推進部総務課庶務係長
総務企画局都市政策部企画調整課長	三田村 有 也	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	中 岡 祐 一	市民文化局市民文化振興室課課長補佐
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	蛭 川 泰 行	まちづくり局総務部まちづくり調整課担当課長
総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	川 田 剛	多摩区役所まちづくり推進部総務課長
総務企画局総務部庶務課長	和 田 敏 一	市民文化局市民生活部庶務課長
総務企画局総務部庶務課担当課長(調査担当)	五十嵐 美保子	議会局から出向 (議事調査部政策調査課課長補佐)
総務企画局総務部法制課担当課長(訟務担当)	小 澤 毅 夫	総務企画局総務部法制課担当課長(審理員担当)
総務企画局総務部法制課担当課長(審理員担当)	松 本 聡	総務企画局総務部庶務課課長補佐 総務企画局総務部庶務課庶務係長
総務企画局総務部庁舎管理課担当課長	馬 場 良 幸	川崎市市民ミュージアム担当課長
総務企画局本庁舎等建替準備室担当課長	竹 下 和 洋	まちづくり局施設整備部課長補佐 (電気設備担当)
総務企画局情報管理部統計情報課長	星 野 宏 幹	公文書館長
総務企画局情報管理部ICT推進課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長兼務	荒 木 孝 之	環境局施設部施設建設課長
総務企画局情報管理部ICT推進課担当課長	竹 山 一 久	総務企画局情報管理部ICT推進課課長補佐
総務企画局情報管理部システム管理課長	新 井 信 宏	総務企画局情報管理部ICT推進課担当課長
総務企画局情報管理部システム管理課担当課長	大 貫 久	健康福祉局総務部企画課担当課長
公文書館長	小 澤 慎 一	川崎区役所区民サービス部保険年金課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長兼務 免 職員部担当課長 (県費教職員移管準備担当) 併任	柴 田 一 雄	総務企画局人事部人事課長
総務企画局人事部人事課担当課長	永 井 知 子	総務企画局シティプロモーション推進室課長補佐(広報担当)
総務企画局人事部人事課担当課長	小佐々 由 美	川崎区役所まちづくり推進部総務課課長補佐 川崎区役所まちづくり推進部総務課庶務係長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長兼務 免 職員部担当課長 (県費教職員移管準備担当) 併任	峰 岸 哲 也	総務企画局人事部労務課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長兼務 免 職員部担当課長 (県費教職員移管準備担当) 併任	森 部 隆	総務企画局人事部職員厚生課長
総務企画局人事部共済課長	佐 藤 紀 子	総務企画局危機管理室課長補佐
免 職員部担当課長 (県費教職員移管準備担当) 併任	前 田 明 信	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長	北 川 友 明	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課課長補佐 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課NPO法人係長

総務企画局危機管理室担当課長	並 木 麻	高津区役所担当課長 (危機管理担当)
総務企画局危機管理室担当課長	門 間 透	宮前区役所担当課長 (危機管理担当)
財政局財政部庶務課長	井 口 拓 也	財政局財政部資金課長
財政局財政部財政課担当課長	神 山 武 久	財政局財政部財政課担当課長 (財政計画担当)
財政局財政部財政課担当課長 (財政計画担当)	土 浜 義 貴	財政局財政部庶務課課長補佐 財政局財政部庶務課庶務係長
財政局財政部資金課長	谷 村 元	財政局財政部財政課担当課長
財政局資産管理部検査課長 総務部管財課担当課長併任 自動車部管理課担当課長併任 経営企画室担当課長併任	佐々木 博 英	川崎港管理センター整備課長
財政局税務部税制課担当課長 (事務改善担当)	中 澤 武 司	財政局税務部税制課課長補佐 財政局税務部税制課税務管理係長
かわさき市税事務所法人課課長	三 木 裕 紀 子	財政局税務部税制課担当係長 (査察指導担当)
かわさき市税事務所納税課担当課長 (特別収納担当)	斉 藤 祐 吉	かわさき市税事務所資産税課課長補佐 かわさき市税事務所資産税課土地第1係長
みぞのくち市税事務所市民税課長	青 山 眞 理	みぞのくち市税事務所市民税課担当課長
みぞのくち市税事務所市民税課担当課長	繁 田 壯 司	かわさき市税事務所納税課課長補佐 かわさき市税事務所納税課収納第1係長
みぞのくち市税事務所納税課長 (専任)	門 馬 勝 巳	こすぎ市税分室担当課長 (専任) (納税担当)
こすぎ市税分室担当課長 (納税担当)	日 野 和 美	みぞのくち市税事務所市民税課課長補佐 みぞのくち市税事務所市民税課管理係長
しんゆり市税事務所市民税課長	石 田 明 子	かわさき市税事務所納税課担当課長 (特別収納担当)
しんゆり市税事務所資産税課長	小 関 武 史	かわさき市税事務所法人課課長
財政局資産管理部担当課長 (全国市有物件災害共済会派遣)	大 野 秀 人	総務企画局危機管理室担当課長
市民文化局市民生活部庶務課長	青 山 博 之	総務企画局情報管理部ICT推進課長
市民文化局市民生活部企画課長	高 相 強 志	幸区役所まちづくり推進部地域振興課長
市民文化局市民生活部地域安全推進課長	大 坪 浩 行	総務企画局情報管理部行政情報課長
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長	寺 澤 昌 恵	中原区役所まちづくり推進部総務課長
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長	日 向 幸 雄	多摩区役所まちづくり推進部企画課長
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当課長 川崎区役所区民サービス部区民課担当課長兼務	白 井 豊 一	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
市民文化局人権・男女共同参画室担当課長	浅 沼 誠	市民文化局市民文化振興室担当課長
市民文化局市民スポーツ室担当課長	長 澤 文 人	市民文化局人権・男女共同参画室担当課長
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長	一ノ瀬 久美子	総務企画局シティプロモーション推進室課長補佐 (ブランド戦略担当)
市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長	井 上 強	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
市民文化局市民文化振興室担当課長	山 本 武	市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室担当課長
市民文化局市民文化振興室担当課長	松 元 直 樹	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長
市民文化局市民文化振興室担当課長	国 田 早 苗	川崎区役所大師支所区民センター室長
経済労働局産業政策部庶務課長	櫻 井 雅 幸	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

経済労働局国際経済推進室担当課長	深堀孝博	経済労働局国際経済推進室課長補佐
経済労働局産業振興部工業振興課長	小沢正勝	経済労働局産業振興部商業振興課長
経済労働局産業振興部商業振興課長	勝盛紀善	市民文化局市民生活部企画課長
経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長	中山健一	川崎市市民ミュージアム副館長
経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課担当課長	青井満	経済労働局公営事業部総務課長
経済労働局産業振興部金融課長	南誠	経済労働局国際経済推進室担当課長
都市農業振興センター農地課長	二郷真一	農業技術支援センター所長
農業技術支援センター所長	小山孝	経済労働局産業振興部工業振興課長
経済労働局次世代産業推進室担当課長	福田克実	中央卸売市場北部市場業務課長
経済労働局公営事業部総務課長	伊東大介	経済労働局公営事業部総務課担当課長
中央卸売市場北部市場業務課長	池田昌弘	経済労働局公営事業部総務課課長補佐 経済労働局公営事業部総務課施設係長
経済労働局担当課長 (神奈川県川崎競馬組合派遣)	成田伸治	経済労働局産業振興部金融課長
環境局総務部庶務課長	井田淳	環境局地球環境推進室担当課長
環境局総務部庶務課担当課長 (労務管理・安全衛生担当)	岩上淳	環境局総務部庶務課課長補佐 環境局総務部庶務課庶務係長
環境局地球環境推進室担当課長	鈴木洋昌	中原区役所まちづくり推進部企画課長
環境局環境対策部環境管理課担当課長	盛田宗利	環境局環境対策部環境管理課課長補佐
環境局環境対策部大気環境課長	中村弘造	環境局環境対策部大気環境課担当課長
環境局環境対策部大気環境課担当課長	関昌之	環境総合研究所環境リスク調査課課長補佐
環境局生活環境部収集計画課長	佐藤洋一	多摩生活環境事業所副所長
環境局生活環境部廃棄物指導課長	加藤之房	堤根処理センター所長
南部生活環境事業所担当課長	柳澤高志	環境局環境対策部環境管理課課長補佐
川崎生活環境事業所長	水口伸介	宮前生活環境事業所副所長
川崎生活環境事業所担当課長	入江真久	環境局生活環境部廃棄物指導課課長補佐 環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係長
中原生活環境事業所長	林美津子	南部生活環境事業所担当課長
中原生活環境事業所担当課長	村上静夫	宮前生活環境事業所課長補佐 宮前生活環境事業所庶務係長
宮前生活環境事業所副所長	中田文章	宮前生活環境事業所担当課長
宮前生活環境事業所担当課長	荻島聡	環境局生活環境部減量推進課課長補佐 環境局生活環境部減量推進課指導係長
多摩生活環境事業所副所長	加藤肇	川崎生活環境事業所担当課長
多摩生活環境事業所担当課長	小森章一	環境総合研究所事業推進課課長補佐
多摩生活環境事業所担当課長	堀部政弘	宮前区役所区民サービス部担当課長
環境局施設部施設整備課長	高橋吉浩	多摩生活環境事業所課長補佐 多摩生活環境事業所収集係長
環境局施設部施設建設課長	石塚博和	環境局施設部処理計画課課長補佐
環境局施設部処理計画課長	足利谷幸一	環境局総務部庶務課担当課長 (労務管理・安全衛生担当)
浮島処理センター担当課長(技術担当)	志田羊平	浮島処理センター課長補佐 浮島処理センター技術係長
堤根処理センター所長	鈴木忠夫	堤根処理センター担当課長(技術担当)
堤根処理センター担当課長(技術担当)	加藤幸弘	中原生活環境事業所担当課長
王禅寺処理センター所長	和田弘	環境局施設部施設整備課長
環境総合研究所地域環境・公害監視課長	喜内博子	環境局環境対策部大気環境課課長補佐

健康福祉局総務部担当課長 (臨時福祉給付金担当) 財政局税務部市民税管理課担当課長兼務	永 松 祐 一	交通局から出向 (企画管理部経理課長)
健康福祉局総務部企画課担当課長(専任) こども未来局総務部企画課担当課長兼務	中 島 宏 之	総務企画局情報管理部システム管理課担当課長 (専任)
健康福祉局地域福祉部地域福祉課長	齋 藤 昭 之	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
健康福祉局地域福祉部収納管理課長	上 野 勝	多摩区役所区民サービス部保険年金課担当課長
健康福祉局地域福祉部収納管理課担当課長 健康福祉局地域福祉部長寿医療課担当課長兼務 健康福祉局長寿社会部介護保険課担当課長兼務 川崎区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 川崎区役所大師支所区民センター担当課長兼務 川崎区役所田島支所区民センター担当課長兼務 幸区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 中原区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 高津区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 宮前区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 多摩区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務 麻生区役所区民サービス部保険年金課担当課長兼務	小 林 成 行	健康福祉局地域福祉部収納管理課課長補佐
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長	井 本 勝 己	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長 健康福祉局保健医療政策室担当課長兼務	久々津 裕 敏	健康福祉局長寿社会部介護保険課課長補佐 健康福祉局長寿社会部介護保険課管理係長
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長	下 浦 健	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長	原 田 恵 美	川崎区役所保健福祉センター高齢・障害課課長補佐 川崎区役所保健福祉センター高齢・障害課障害者支援係長
健康福祉局長寿社会部高齢者住宅サービス課担当課長	上 林 剛	健康福祉局総務部庶務課課長補佐 健康福祉局総務部庶務課庶務係長
健康福祉局長寿社会部介護保険課長	田 村 慎一郎	健康福祉局総務部担当課長 (臨時福祉給付金担当)
健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 市民文化局市民スポーツ室担当課長兼務	砂 川 康 弘	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉係長
健康福祉局保健医療政策室担当課長	工 藤 芳 樹	健康福祉局総務部施設課課長補佐
健康福祉局保健医療政策室担当課長 総務企画局危機管理室担当課長兼務 市立看護短期大学教授兼務 市立川崎病院救命救急センター併任 市立井田病院救急センター併任	大 城 健 一	病院局から出向 (市立井田病院救急センター医長)
市立看護短期大学図書館長兼務	西 端 泉	市立看護短期大学教授
市立看護短期大学教授	松 本 佳 子	市立看護短期大学准教授

市立看護短期大学事務局総務学生課長	吉 濱 聡	財政局資産管理部担当課長 (全国市有物件災害共済会派遣)
こども未来局子育て推進部担当課長	野 呂 桂 子	こども未来局子育て推進部担当課長 (中原区保育総合支援担当)
こども未来局子育て推進部担当課長 (中原区保育総合支援担当) こども未来局子育て推進部運営管理課担当課長 兼務 中原区役所保健福祉センター担当課長 (地域みまもり支援センター担当) 兼務	梅 原 充 子	こども未来局子育て推進部課長補佐 (幸区保育総合支援担当)
こども未来局子育て推進部担当課長 (多摩区保育総合支援担当) こども未来局子育て推進部運営管理課担当課長 兼務 多摩区役所保健福祉センター担当課長 (地域みまもり支援センター担当) 兼務	安 藤 奈穂子	こども未来局子育て推進部運営管理課課長補佐 河原町保育園長
こども未来局子育て推進部担当課長(幼児教育 担当)	大 田 祈 子	こども未来局青少年支援室担当課長
こども未来局子育て推進部運営管理課長	石 渡 一 城	教育委員会から出向 (職員部担当課長(県費教職員移管準備担当))
こども未来局子育て推進部保育所整備課長	佐 藤 直 樹	こども未来局子育て推進部保育所整備課担当課 長
こども未来局子育て推進部保育所整備課担当課 長	須 山 宏 昭	こども未来局子育て推進部保育課課長補佐 こども未来局子育て推進部保育課調整第3係長
こども未来局こども支援部こども保健福祉課長	眞 鍋 伸 一	こども未来局青少年支援室担当課長
こども未来局青少年支援室担当課長	箱 島 弘 一	こども未来局総務部企画課課長補佐
こども未来局青少年支援室担当課長	雨 宮 米 美	宮前区役所まちづくり推進部総務課課長補佐
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課 長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長兼務	七 海 信 一	こども未来局青少年支援室課長補佐
こども家庭センター副所長	村 山 智 子	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室課長補 佐
こども家庭センター担当課長(専門)	浅 川 裕 子	北部児童相談所心理支援係長
中部児童相談所長	出 路 幸 夫	こども家庭センター課長補佐
まちづくり局総務部企画課長	塚 田 雄 也	まちづくり局拠点整備推進室担当課長
まちづくり局総務部まちづくり調整課担当課長	佐 藤 英 樹	まちづくり局総務部企画課課長補佐
まちづくり局総務部まちづくり調整課担当課長	関 口 隆 雄	まちづくり局指導部建築管理課担当課長 (建築企画担当)
まちづくり局計画部都市計画課長	工 藤 圭 一	教育委員会から出向 (教育環境整備推進室担当課長)
まちづくり局交通政策室担当課長	久木田 直 史	臨海部国際戦略本部拠点整備推進部担当課長
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進 課長	日 野 正 裕	まちづくり局指導部宅地企画指導課長
登戸区画整理事務所担当課長	藏 内 政 之	まちづくり局交通政策室担当課長
まちづくり局拠点整備推進室担当課長	北 村 岳 人	登戸区画整理事務所課長補佐
まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長	植 木 義 行	総務企画局総務部法制課担当課長(訟務担当)
まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長	小田部 純 子	まちづくり局指導部建築審査課担当課長

まちづくり局施設整備部担当課長 (電気設備担当) 自動車部管理課担当課長併任 経営企画室担当課長併任	長谷川 智 巳	玉禅寺処理センター所長
まちづくり局施設整備部担当課長 (機械設備担当) 総務企画局本庁舎等建替準備室担当課長兼務 自動車部管理課担当課長併任 経営企画室担当課長併任	丹 波 文 雄	まちづくり局施設整備部担当係長 (機械設備担当)
まちづくり局施設整備部担当課長 (公共建築担当) 自動車部管理課担当課長併任 経営企画室担当課長併任	竹 村 普	登戸区画整理事務所課長補佐
まちづくり局施設整備部担当課長 (長寿命化推進担当)	原 嶋 茂	まちづくり局拠点整備推進室担当課長
まちづくり局施設整備部担当課長 (長寿命化推進担当)	伊 藤 弘 顕	まちづくり局施設整備部担当課長 (公共建築担当)
まちづくり局指導部建築管理課担当課長	樋 口 真 紀	まちづくり局指導部建築指導課担当課長
まちづくり局指導部建築指導課担当課長	佐々木 朗 子	まちづくり局指導部建築審査課課長補佐
まちづくり局指導部建築審査課長	木 村 弘 一	まちづくり局施設整備部担当課長 (公共建築担当)
まちづくり局指導部建築審査課担当課長	服 部 良	まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長
まちづくり局指導部宅地企画指導課長	丸 山 豊	登戸区画整理事務所担当課長
建設緑政局総務部庶務課長	柴 山 巖	臨海部国際戦略本部国際戦略推進部担当課長
建設緑政局総務部企画課担当課長 (水辺活用担当)	小田島 宏 明	建設緑政局総務部庶務課課長補佐／建設緑政局 総務部庶務課庶務係長
建設緑政局総務部技術監理課長	石 川 久	幸区役所道路公園センター整備課長
建設緑政局広域道路整備室担当課長	野 村 博 和	建設緑政局道路河川整備部道路整備課課長補佐
建設緑政局広域道路整備室担当課長 (羽田連絡道路建設担当)	小 沼 匡 弘	建設緑政局広域道路整備室担当課長
建設緑政局緑政部担当課長	鈴 木 勝 博	建設緑政局緑政部みどりの企画管理課担当課長
建設緑政局緑政部みどりの企画管理課長 建設緑政局総務部企画課担当課長兼務	櫻 井 義 郎	宮前区役所道路公園センター管理課課長補佐 宮前区役所道路公園センター管理課庶務係長
建設緑政局緑政部みどりの協働推進課長	江 田 敦	建設緑政局緑政部多摩川施策推進課長
建設緑政局緑政部多摩川施策推進課長	佐 藤 力	建設緑政局等々力緑地再編整備室担当課長
生田緑地整備事務所長 多摩区役所道路公園センター管理課担当課長兼務 多摩区役所道路公園センター整備課担当課長兼務	磯 部 由 喜 子	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課担当課長
建設緑政局等々力緑地再編整備室担当課長	木村 博彦	中原区役所道路公園センター整備課担当課長
建設緑政局道路管理部用地調整課長	五十嵐 薫	建設緑政局道路河川整備部公共用地課担当課長
建設緑政局道路河川整備部道路整備課長	大野 宣郎	建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
建設緑政局道路河川整備部道路施設課長	矢口 智行	宮前区役所道路公園センター整備課長
建設緑政局道路河川整備部公共用地課長	越畑 勝	中原区役所道路公園センター管理課長
建設緑政局道路河川整備部公共用地課担当課長	岡本 幸夫	建設緑政局道路管理部用地調整課長
北部都市基盤整備事務所長	東尾 陽介	建設緑政局道路河川整備部道路施設課課長補佐 ／建設緑政局道路河川整備部道路施設課道路維持改良係長

港湾局港湾振興部庶務課長	鈴木 健一郎	港湾局港湾経営部経営企画課長
港湾局港湾振興部庶務課担当課長 (技術監理担当)	白井 啓	財政局資産管理部検査課課長補佐
港湾局港湾振興部誘致振興課担当課長	加島 晃	港湾局港湾振興部庶務課課長補佐 港湾局港湾振興部庶務課庶務係長
港湾局港湾経営部経営企画課長	柳 賢一	港湾局港湾振興部庶務課担当課長 (技術監理担当)
港湾局港湾経営部経営企画課担当課長	富永 憲雄	川崎港管理センター港営課担当課長
港湾局港湾経営部整備計画課長	高橋 正力	麻生区役所道路公園センター整備課担当課長
川崎港管理センター港湾管理課長	大石 陳郎	川崎港管理センター港湾管理課担当課長
川崎港管理センター港湾管理課担当課長	平川 典秀	川崎港管理センター港湾管理課長
川崎港管理センター港営課担当課長	坂本 利晴	港湾局港湾経営部経営企画課課長補佐
川崎港管理センター整備課長	小松 正	川崎港管理センター整備課担当課長
川崎港管理センター整備課担当課長	今野 伸二	港湾局港湾経営部整備計画課課長補佐
臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部担当課長	松川 哲司	都市農業振興センター農地課長
臨海部国際戦略本部国際戦略推進部担当課長	東 哲也	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部担当課長	二宮 弘治	建設緑政局自転車対策室課長補佐
川崎区役所担当課長(危機管理担当)	井野 聡	市民文化局市民生活部庶務課課長補佐 市民文化局市民生活部庶務課庶務係長
川崎区役所まちづくり推進部総務課長	小山 勝	宮前区役所保健福祉センター高齢・障害課長
川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課 担当課長(大師地区担当) 川崎市教育文化会館大師分館長併任 川崎市立川崎図書館大師分館長併任	岩 城 美由紀	教育委員会から出向 (総務部課長補佐(人権・共生教育担当))
川崎区役所区民サービス部区民課長	小 道 元 宏	麻生区役所区民サービス部区民課長
川崎区役所区民サービス部保険年金課長 かわさき市税事務所納税課担当課長兼務	井 上 直 也	高津区役所区民サービス部保険年金課担当課長
川崎区役所保健福祉センター担当課長 (地域みまもり支援センター担当) 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当 課長兼務 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当 課長兼務 幸区役所保健福祉センター担当課長 (地域みまもり支援センター担当)兼務	早 崎 潤 一	川崎区役所保健福祉センター担当係長 (地域支援担当)
川崎区役所保健福祉センター保護第2課長	岡 本 みゆき	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長
川崎区役所保健福祉センター衛生課長	村 木 芳 夫	幸区役所保健福祉センター衛生課長
川崎区役所大師支所区民センター室長	山 田 茂 治	川崎区役所区民サービス部区民課長
川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当 課長	飯土井 哲 夫	川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当 課長
川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当 課長 こども未来局子育て推進部担当課長兼務	門 馬 ひとみ	川崎区役所田島地区健康福祉ステーション課長 補佐
川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護 課長	瀧 村 昭 二	川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当 課長
川崎区役所田島支所区民センター室長	大 野 明 子	こども未来局子育て推進部担当課長 (幼児教育担当)
川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当 課長	荻 田 晃 治	多摩生活環境事業所担当課長

川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課長	濱野 一 幸	川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課長
川崎区役所道路公園センター整備課担当課長	田 口 達 也	川崎区役所田島支所区民センター室長
幸区役所まちづくり推進部地域振興課長	田 中 和佳子	幸区役所保健福祉センター児童家庭課長
幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長(日吉地区担当) 川崎市幸市民館日吉分館長併任 川崎市立幸図書館日吉分館長併任	橋 本 美 雪	川崎区役所区民サービス部区民課担当課長(行政サービスコーナー担当)
幸区役所健康福祉センター児童家庭課長 こども未来局子育て推進部担当課長兼務	長 田 弘 子	幸区役所保健福祉センター児童家庭課課長補佐
幸区役所保健福祉センター衛生課長	藤 田 弓実子	麻生区役所保健福祉センター衛生課長
幸区役所道路公園センター整備課長	島 村 伸 夫	麻生区役所道路公園センター整備課長
中原区役所担当課長(危機管理担当)	松 山 和 俊	中原区役所課長補佐(危機管理担当)
中原区役所まちづくり推進部総務課長	村 田 俊 一	中原区役所担当課長(危機管理担当)
中原区役所まちづくり推進部企画課長	小 野 貴 之	総務企画局人事部人事課担当課長
中原区役所区民サービス部保険年金課長 こすぎ市税分室担当課長兼務	友 田 至 央	中原区役所区民サービス部保険年金課担当課長
中原区役所区民サービス部保険年金課担当課長 中原区役所区民サービス部保険年金課収納係長 事務取扱 こすぎ市税分室担当課長兼務	道 法 智 広	健康福祉局地域福祉部収納管理課担当課長
中原区役所道路公園センター管理課長	鈴 木 誠 二	建設緑政局自転車対策室担当課長
中原区役所道路公園センター整備課担当課長	今 井 勝	霊園事務所担当課長
高津区役所担当課長(危機管理担当)	秋 山 敏 之	経済労働局次世代産業推進室担当課長
高津区役所区民サービス部保険年金課担当課長 高津区役所区民サービス部保険年金課収納係長 事務取扱 みぞのくち市税事務所納税課担当課長兼務	古 谷 博 之	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
高津区役所保健福祉センター衛生課担当課長 高津区役所保健福祉センター担当課長 (地域みまもり支援センター担当)兼務	松 下 陽 子	多摩区役所保健福祉センター衛生課担当課長
宮前区役所担当課長(危機管理担当)	高 橋 謙 司	監査事務局から出向 (財務監査課長)
宮前区役所まちづくり推進部総務課長	安 藤 裕 明	総務企画局人事部共済課長
宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長	笹 倉 賢 治	総務企画局秘書部秘書課課長補佐
宮前区役所区民サービス部区民課長	岡 野 佐 和	市民オンブズマン事務局担当課長 (人権オンブズパーソン担当)
免 宮前区役所区民サービス部保険年金課国民年金係長事務取扱	高 橋 和 規	宮前区役所区民サービス部保険年金課長
宮前区役所保健福祉センター担当課長 (地域支援担当)	藤 沖 京 子	宮前区役所保健福祉センター担当課長 (地域ケア推進担当)
宮前区役所保健福祉センター高齢・障害課長	杉 浦 辰 彦	こども未来局子育て推進部運営管理課長
宮前区役所道路公園センター整備課長	安 部 正 和	建設緑政局道路河川整備部道路施設課課長補佐 建設緑政局道路河川整備部道路施設課安全施設係長
宮前区役所道路公園センター整備課担当課長	窪 井 直 樹	議会局から出向 (総務部庶務課課長補佐)
多摩区役所まちづくり推進部総務課長	石 塚 秀 和	議会局から出向 (総務部庶務課長)

多摩区役所まちづくり推進部企画課長	岩 上 雅 博	総務企画局総務部庶務課担当課長 (調査担当)
多摩区役所区民サービス部区民課長	豊 村 和 弘	川崎市市民ミュージアム担当課長
多摩区役所区民サービス部区民課担当課長 (行政サービスコーナー担当)	本 間 一 博	宮前区役所道路公園センター整備課担当課長
多摩区役所区民サービス部保険年金課担当課長 多摩区役所区民サービス部保険年金課収納係長 事務取扱 しんゆり市税事務所納税課担当課長兼務	藤 岡 亮 太	病院局から出向 (市立川崎病院地域医療部担当課長)
多摩区役所保健福祉センター担当課長 (地域支援担当)	鈴 木 宣 子	こども未来局こども支援部こども保健福祉課長
多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課長	山 口 孝 子	多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課課長補佐 多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課高齢者支援係長
多摩区役所道路公園センター整備課担当課長	荒 井 康 弘	多摩区役所区民サービス部区民課担当課長 (行政サービスコーナー担当)
麻生区役所まちづくり推進部総務課長	井 上 純	麻生区役所まちづくり推進部企画課長
麻生区役所まちづくり推進部企画課長	安 藤 雅 子	総務企画局総務部庁舎管理課担当課長
麻生区役所区民サービス部区民課長	岡 田 幹 史	宮前区役所区民サービス部区民課長
麻生区役所保健福祉センター担当課長 (地域支援担当)	森 田 雅 之	こども未来局子育て推進部保育所整備課長
麻生区役所保健福祉センター衛生課長	海 野 一 彦	健康福祉局保健所医事・薬事課課長補佐
麻生区役所道路公園センター整備課長	吉 田 唯 男	建設緑政局道路管理部管理課課長補佐 建設緑政局道路管理部管理課測量係長
麻生区役所道路公園センター整備課担当課長	井 野 康 信	多摩区役所道路公園センター整備課担当課長
市民オンブズマン事務局担当課長 (人権オンブズパーソン担当)	村 石 恵 子	こども家庭センター副所長
(出向者) (部長級)		
議会局へ出向	野 村 正 人	財政局財政部長
議会局へ出向 (課長級)	宮 村 俊 秀	建設緑政局総務部長
交通局へ出向	篠 原 秀 夫	港湾局港湾振興部庶務課長
病院局へ出向	北 村 修	市民文化局市民生活部地域安全推進課長
病院局へ出向	高 橋 智 常	市民文化局市民文化振興室担当課長
病院局へ出向	森 田 博 志	多摩区役所保健福祉センター担当課長 (地域ケア推進担当)
教育委員会へ出向	高津原 洋一郎	市民文化局市民スポーツ室担当課長
教育委員会へ出向	松 井 雅 樹	まちづくり局総務部まちづくり調整課担当課長
教育委員会へ出向	五十嵐 豊 和	高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長
監査事務局へ出向	川 本 正 明	麻生区役所まちづくり推進部総務課長
人事委員会事務局へ出向	日 笠 健 二	総務企画局人事部人事課担当課長
議会局へ出向	渡 辺 貴 彦	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
3月31日付退職 (局長級)		
退職	平 野 敏 行	総務企画局担当理事
退職	大 村 研 一	財政局長
退職	小 林 哲 喜	環境局長

退職	岡 部 信 彦	健康福祉局担当理事
退職	美 田 誠 二	市立看護短期大学長
退職	小 林 延 秀	まちづくり局担当理事
退職	上 野 葉 子	幸区長
退職	野 本 紀 子	宮前区長
退職	中 村 孝 也	多摩区長
退職	豊 本 欽 也	会計管理者
(部長級)		
退職	武 田 良 知	総務企画局総務部長
退職	中 川 正 之	財政局税務部長
退職	藤 原 正 俊	みぞのくち市税事務所担当部長
退職	櫻 井 昌 幸	しんゆり市税事務所長
退職	柏 井 幸 博	都市農業振興センター所長
退職	山 田 健 二 郎	環境局環境評価室長
退職	飯 島 宣 之	環境局環境対策部長
退職	野 田 広 志	多摩生活環境事業所長
退職	正道寺 民 幸	環境局施設部長
退職	伊 藤 真 人	健康福祉局障害保健福祉部担当部長
退職	中川原 勉	健康福祉局保健医療政策室長
退職	竹 田 勇 三	まちづくり局計画部長
退職	若 林 武	まちづくり局拠点整備推進室長
退職	渡 邊 宏 行	建設緑政局緑政部担当部長
退職	小 沼 博 司	建設緑政局道路管理部長
退職	濱 見 健	建設緑政局道路河川整備部長
退職	鈴 木 友 夫	建設緑政局自転車対策室長
退職	風 卷 正 昭	港湾局港湾経営部長
退職	松 村 洋 一	川崎区役所大師支所長
退職	矢ノ下 勝 博	川崎区役所道路公園センター所長
退職	村 石 彰	幸区役所区民サービス部長
退職	八 塚 功	幸区役所保健福祉センター所長
退職	高 橋 重 明	中原区役所副区長
退職	庄 司 一 政	高津区役所道路公園センター所長
退職	小佐野 晃	宮前区役所区民サービス部長
退職	諏 佐 吉 則	多摩区役所区民サービス部担当部長
退職	石 丸 正 行	多摩区役所道路公園センター所長
退職	小金井 良 孝	麻生区役所区民サービス部長
退職	木 村 清 二	麻生区役所保健福祉センター担当部長(地域みまもり支援センター担当)
(課長級)		
退職	須 田 俊 彦	総務企画局危機管理室担当課長
退職	雨 宮 弘 之	財政局資産管理部検査課長
退職	高 野 雅 由	みぞのくち市税事務所納税課長
退職	鈴 木 照 夫	しんゆり市税事務所市民税課長
退職	竹 間 雅 人	環境局環境対策部大気環境課長
退職	坂 谷 正 人	川崎生活環境事業所長
退職	中野渡 正 昭	浮島処理センター担当課長(技術担当)
退職	鴨志田 均	環境総合研究所地域環境・公害監視課長
退職	本 間 良 之	健康福祉局長寿社会部介護保険課長

退職	高 橋 明 美	市立看護短期大学教授
退職	常 松 俊 一	市立看護短期大学事務局総務学生課長
退職	西 田 祐 子	こども未来局子育て推進部担当課長
退職	新 井 久爾子	こども未来局子育て推進部担当課長 (多摩区保育総合支援担当)
退職	五十嵐 里 美	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長
退職	志 村 礼 子	こども家庭センター担当課長 (専門)
退職	飯 島 亞矢子	中部児童相談所長
退職	植 田 浩	まちづくり局施設整備部担当課長 (電気設備担当)
退職	井 上 正 幸	まちづくり局施設整備部担当課長 (機械設備担当)
退職	梅 原 将 裕	まちづくり局施設整備部担当課長 (施設保全担当)
退職	蔵 方 敏 雄	建設緑政局道路河川整備部公共用地課長
退職	柿 崎 祐 一	川崎区役所担当課長 (危機管理担当)
退職	片 桐 俊 幸	川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長 (大師地区担当)
退職	宮 本 憲 明	川崎区役所保健福祉センター保護第2課長
退職	田 卷 いづみ	川崎区役所保健福祉センター衛生課長
退職	小 俣 純 子	川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当課長
退職	川 上 泰 典	川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当課長
退職	秋 元 由 行	川崎区役所道路公園センター整備課担当課長
退職	家 中 悦 子	幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当課長 (日吉地区担当)
退職	服 部 拓 治	中原区役所区民サービス部保健年金課長
退職	八 木 一 也	多摩区役所区民サービス部区民課長 (専任)
退職	清 澤 秀 昭	多摩区役所保健福祉センター高齢・障害課長

(上下水道局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
上下水道局担当理事 下水道部長事務取扱	関 口 洋 史	下水道部長
(部長級)		
上下水道局担当部長 (調整担当)	大 畑 達 也	サービス推進部サービス推進課長
サービス推進部長	山 本 昇 二	総務部庶務課長
中部下水道事務所長	永 橋 尚 男	中部下水道事務所管理課長
(課長級)		
上下水道局担当課長 (調整担当)	今 井 寛	総務部管財課課長補佐 総務部管財課管財係長
総務部庶務課長	山 梨 雅 徳	経営管理部経営企画課長
総務部庶務課担当課長	梁 取 昭 治	水管理センター水道施設管理課課長補佐 水管理センター水道施設管理課管理係長
総務部情報管理課長	松 井 宗一郎	下水道部水道管理課長
総務部管財課担当課長	宮 本 勝	総務部労務課課長補佐

経営管理部経営企画課長	舘 信 行	上下水道局担当課長(調整担当)
サービス推進部担当課長(下水道使用料担当)	加 藤 隆 志	サービス推進部営業課担当課長(下水道使用料調査担当)
サービス推進部サービス推進課長	飯 島 純 一	総務部情報管理課長
免 総務企画局総務部担当課長併任	山 口 仁	サービス推進部営業課長
サービス推進部給水装置課長	森 下 和 彦	給水装置センター所長
南部サービスセンター所長	石 島 博	南部営業センター所長
中部サービスセンター所長	川 下 勝 夫	給水装置センター担当課長(北部担当)
北部サービスセンター所長	中 村 邦 明	北部営業センター所長
水道部水道管路課長	江 頭 徹 夫	水道部施設整備課長
水道部施設整備課長	岸 俊 幸	水道部水道管路課長
第1配水工事事務所長	八 木 毅	第2配水工事事務所長
第2配水工事事務所長	江 口 裕 二	第3配水工事事務所長
第3配水工事事務所長	屋 代 忠 志	第2配水工事事務所長課長補佐 第2配水工事事務所工務係長
水管理センター水道施設管理課長	河 岸 美 浩	長沢浄水場浄水課長
水管理センター水道施設管理課担当課長(施設維持担当)	樋 口 文 彦	水管理センター水道施設管理課長補佐 水管理センター水道施設管理課施設第2係長
長沢浄水場浄水課長	佐 藤 讓	水管理センター水道施設管理課担当課長(施設維持担当)
生田浄水場長	神 谷 正 恒	長沢浄水場浄水課課長補佐 長沢浄水場浄水課浄水係長
下水道部下水道管理課長	松 浦 妙 子	入江崎水処理センター課長補佐 入江崎水処理センター管理係長
下水道部管路保全課長	室 井 弘 通	下水道部下水道管路課担当課長(維持管理担当)
下水道部施設保全課長	辻 克 彦	下水道部担当課長(保全担当)
入江崎総合スラッジセンター所長	保 科 新 治	入江崎水処理センター課長補佐 入江崎水処理センターポンプ場第1係長
西部下水道管理事務所長	久保田 将 夫	中部下水道事務所工事課課長補佐
北部下水道管理事務所長	藤 井 則 明	上下水道局担当課長((公財)日本下水道新技術機構派遣)
中部下水道事務所管理課長	持 田 修	下水道部下水道管路課課長補佐
上下水道局担当課長((公財)日本下水道新技術機構派遣)	後 藤 正 寛	下水道部下水道管路課課長補佐
三月三十一日付退職 (部長級)		
退職	相 澤 吉 彦	上下水道局担当部長(調整担当)
退職	村 岡 眞 紀	サービス推進部長
退職	田 中 博	中部下水道事務所長
(課長級)		
退職	秋 葉 広 一	総務部管財課担当課長
退職	井 上 朋 之	第1配水工事事務所長
退職	岡 島 三 元	水管理センター水道施設管理課長
退職	並 木 貴 義	生田浄水場長
退職	小 原 清 人	入江崎総合スラッジセンター所長
退職	山 岸 和 則	西部下水道管理事務所長
退職	西 英 一	北部下水道管理事務所長

(交通局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
企画管理部長	篠原 秀夫	市長事務部局から出向 (港湾局港湾振興部庶務課長)
自動車部担当部長 塩浜営業所長事務取扱	吉見 一郎	自動車部担当部長
自動車部担当部長 鷲ヶ峰営業所長事務取扱	酒井 光雄	自動車部運輸課長
(課長級)		
企画管理部担当課長(労務担当)	亀山 健二	菅生営業所課長補佐 菅生営業所副所長
企画管理部経営企画課長	茂木 政樹	市長事務部局から出向 (課長補佐・財政局財政部資金課資金係長)
企画管理部経理課長	筒井 康仁	病院局から出向 (経営企画室担当課長)
自動車部管理課長	澁谷 淳一	企画管理部担当課長(労務担当)
自動車部運輸課長	北條 泰広	自動車部管理課長
塩浜営業所担当課長 塩浜営業所副所長事務取扱	持田 正大	自動車部運輸課課長補佐 自動車部運輸課車両係長
(出向者)		
(部長級)		
市長事務部局へ出向	亀田 俊夫	自動車部担当部長
市長事務部局へ出向	平野 誠	企画管理部長
(課長級)		
市長事務部局へ出向	永松 祐一	企画管理部経理課長
議会局へ出向	渡邊 光俊	企画管理部経営企画課長
三月三十一日付退職		
(課長級)		
退職	大山 勉	塩浜営業所担当課長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
免 市立井田病院医療安全管理室長事務取扱	宮 森 正	市立井田病院担当理事 市立井田病院医療安全管理室兼務 市立井田病院緩和ケア内科部長兼務 市立井田病院地域医療部兼務 市立井田病院かわさき総合ケアセンター所長兼務
(部長級)		
総務部長	山田 秀幸	教育委員会から出向 (職員部長)
市立川崎病院脳神経外科兼務 市立川崎病院化学療法センター兼務 市立川崎病院地域医療部兼務	竹中 信夫	市立川崎病院副院長
市立川崎病院事務局長 市立川崎病院教育指導部兼務	林 徳厚	市立川崎病院事務局担当部長

市立川崎病院事務局担当部長 市立川崎病院医療安全管理室担当部長兼務 市立川崎病院地域医療部担当部長兼務	北 村 修	市長事務部局から出向 (市民文化局市民生活部地域安全推進課長)
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	野 崎 博 之	市立川崎病院内科部長
市立川崎病院循環器内科担当部長 市立川崎病院内科兼務 市立川崎病院検査課兼務	伯 野 大 彦	新任
市立川崎病院緩和ケア内科部長 市立川崎病院内科兼務 市立川崎病院リウマチ膠原病・痛風センター兼務	田 口 博 章	市立川崎病院市リウマチ膠原病・痛風センター担当部長
市立川崎病院外科部長 市立川崎病院小児外科部長兼務 市立川崎病院手術部兼務	市 東 昌 也	市立川崎病院消化器外科部長
市立川崎病院消化器外科部長 市立川崎病院外科兼務	夏 錦 言	市立川崎病院小児外科部長
市立川崎病院整形外科部長 市立川崎病院手術部兼務	上 田 誠 司	新任
市立川崎病院リウマチ膠原病・痛風センター兼務	中 道 憲 明	市立川崎病院整形外科担当部長
市立川崎病院脳神経外科部長 市立川崎病院手術部兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 市立井田病院脳神経外科兼務	片 山 真	市立川崎病院脳血管外科担当部長
市立川崎病院血管外科部長 市立川崎病院外科兼務 市立川崎病院手術部兼務	和多田 晋	市立川崎病院外科医長
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	岡 野 裕	市立川崎病院市リウマチ膠原病・痛風センター所長
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	土 橋 隆 俊	市立川崎病院小児科部長
市立川崎病院婦人内視鏡課部長 市立川崎病院婦人科兼務 市立井田病院婦人科兼務	染 谷 健 一	市立川崎病院婦人科担当部長
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	阿 部 玲 音	市立川崎病院リハビリテーション科部長
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	倉 田 忠 宣	市立川崎病院放射線診断科部長
免 市立川崎病院集中治療部長兼務 市立川崎病院集中治療部兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	森 田 慶 久	市立川崎病院麻酔科部長
市立川崎病院集中治療部長 市立川崎病院麻酔科兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 市立井田病院麻酔科兼務	逢 坂 佳 宗	市立川崎病院麻酔科医長
市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務	田 熊 清 継	市立川崎病院救命救急センター所長
市立川崎病院高度脳神経治療センター所長 市立川崎病院脳神経外科兼務 市立井田病院脳神経外科兼務	今 西 智 之	市立川崎病院脳神経外科部長
市立川崎病院高度脳神経治療センター副所長 市立川崎病院脳神経外科兼務 市立川崎病院手術部兼務 市立井田病院脳神経外科兼務	小野塚 聡	市立井田病院副院長

市立川崎病院高度脳神経治療センター担当部長 市立川崎病院脳神経外科兼務 市立井田病院脳神経外科兼務	植 田 良	市立川崎病院脳血管外科担当部長
市立井田病院副院長 市立井田病院脳神経外科部長兼務 市立井田病院手術室長兼務	掛 札 敏 裕	市立川崎病院外科部長
市立井田病院副院長 市立井田病院耳鼻咽喉科部長兼務 市立井田病院医療安全管理室長兼務 市立井田病院リハビリテーションセンター室長兼務 市立井田病院MEセンター所長兼務 市立川崎病院整形外科兼務 市立井田病院整形外科兼務 市立井田病院リウマチ膠原病・痛風センター兼務	小 柳 貴 裕	市立川崎病院整形外科部長
免 市立井田病院糖尿病内科部長兼務 免 市立井田病院腎臓内科部長兼務 市立井田病院神経内科部長兼務 免 市立井田病院人工透析内科部長兼務	伊 藤 大 輔	市立井田病院副院長
市立井田病院事務局長	田 邊 雅 史	市立川崎病院事務局長
免 市立井田病院感染症内科部長兼務	西 尾 和 三	市立井田病院呼吸器内科部長
市立井田病院集中治療室長兼務	好 本 達 司	市立井田病院循環器内科部長
市立井田病院糖尿病内科部長 市立井田病院内科兼務	金 澤 寧 彦	市立井田病院内科医長
市立井田病院腎臓内科部長 市立井田病院健康管理室副室長事務取扱 市立井田病院MEセンター副所長事務取扱 市立井田病院人工透析内科部長兼務 市立井田病院内科兼務	滝 本 千 恵	市立井田病院内科医長
市立井田病院感染症内科部長 市立井田病院感染対策室副室長事務取扱 市立川崎病院感染症内科兼務 市立井田病院内科兼務	中 島 由 紀 子	市立井田病院感染症内科医長
市立井田病院外科担当部長	大 山 隆 史	市立井田病院外科医長
免 市立井田病院リハビリテーションセンター室長兼務	西 本 和 正	市立井田病院整形外科部長
市立井田病院泌尿器科担当部長	小 宮 敦	市立井田病院泌尿器科医長
市立井田病院歯科口腔外科部長 市立井田病院歯科部長兼務	村 岡 渡	市立井田病院歯科口腔外科医長
免 市立井田病院神経内科部長兼務	鈴 木 貴 博	市立井田病院救急センター所長
(課長級)		
総務部庶務課長	関 広 文	経営企画室担当課長
総務部庶務課担当課長	古 山 美 佐	市立川崎病院看護部課長補佐 市立川崎病院看護部看護師長
経営企画室担当課長	高 橋 智 常	市長事務部局から出向 (市民文化局市民文化振興室担当課長)
経営企画室担当課長	田 中 良 典	交通局から出向 (課長補佐・企画管理部経理課出納係長)

市立川崎病院事務局担当課長（川崎病院再編整備担当）兼務	五十嵐 由 典	経営企画室担当課長
市立川崎病院感染対策室担当課長	森 田 純 子	市立川崎病院看護部課長補佐 市立川崎病院看護部看護師長
市立川崎病院内科医長 市立川崎病院糖尿病内科兼務 市立川崎病院内分泌内科兼務 市立井田病院内科兼務 市立井田病院糖尿病内科兼務	高 田 昌 幸	市立川崎病院内科副医長
市立川崎病院呼吸器内科医長	田 中 希 宇 人	市立川崎病院呼吸器内科副医長
市立川崎病院新生児内科医長	古 川 律 子	新任
市立川崎病院外科医長	三 原 規 奨	市立川崎病院外科副医長
市立川崎病院脳神経外科医長 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 市立井田病院脳神経外科兼務	三 島 牧	市立井田病院脳神経外科医長
市立川崎病院泌尿器科医長	服 部 盛 也	市立川崎病院泌尿器科副医長
市立川崎病院麻酔科医長 市立川崎病院集中治療部兼務 市立井田病院麻酔科兼務	安 藤 嘉 門	市立川崎病院麻酔科副医長
市立川崎病院検査科担当課長 市立川崎病院臨床研究支援室兼務	西之坊 泰 子	市立川崎病院検査科課長補佐
市立川崎病院看護部担当課長 市立川崎病院看護部看護師長事務取扱	榎 原 弘 成	市立川崎病院看護部看護師長
市立川崎病院食養科長	太 田 博 子	市立川崎病院食養科課長補佐
市立川崎病院地域医療部担当課長	森 田 博 志	市長事務部局から出向 （多摩区役所保健福祉センター担当課長（地域ケア推進担当））
市立川崎病院救命救急センター医長 市立川崎病院救命救急センター救急科兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 市立井田病院救急センター兼務	齋 藤 豊	市立川崎病院救命救急センター副医長
市立川崎病院救命救急センター医長 市立川崎病院救命救急センター救急科兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 市立井田病院救急センター兼務	荘 司 清	市立川崎病院救命救急センター副医長
市立川崎病院救命救急センター医長 市立川崎病院救命救急センター救急科兼務 市立井田病院救急センター兼務	塩 島 裕 樹	市立川崎病院救命救急センター副医長
市立井田病院内科医長	坂 東 和 香	市立井田病院内科副医長
市立井田病院循環器内科医長	小 西 宏 明	市立井田病院循環器内科副医長
市立井田病院消化器外科医長 市立井田病院外科兼務	藤 村 知 賢	市立井田病院消化器外科副医長
市立井田病院乳腺外科医長 市立井田病院外科兼務	嶋 田 恭 輔	市立井田病院乳腺外科副医長
市立井田病院整形外科医長	保 坂 聖 一	新任
市立井田病院看護部担当課長 市立井田病院看護部看護師長事務取扱	飯 塚 千 代	市立川崎病院看護部担当課長
市立井田病院看護部担当課長 市立井田病院看護部看護師長事務取扱	篠 山 薫	市立井田病院看護部課長補佐 市立井田病院看護部看護師長

市立井田病院看護部看護部長	藤 原 実 香	市立井田病院看護部課長補佐 市立井田病院看護部看護師長
市立井田病院地域医療部担当課長 市立井田病院健康管理室担当長兼務	齋 藤 久 江	市立井田病院看護部担当課長
市立井田病院地域医療部担当課長 市立井田病院かわさき総合ケアセンター担当課長兼務	森 充 子	市立井田病院かわさき総合ケアセンター担当課長
市立井田病院化学療法センター医長 市立井田病院内科兼務 市立井田病院腫瘍内科兼務 市立井田病院かわさき総合ケアセンター兼務	西 智 弘	市立井田病院化学療法センター副医長
(出向者) (部長級)		
市長事務局へ出向 (課長級)	長谷川 幸 雄	総務部担当部長
市長事務局へ出向	大 城 健 一	市立井田病院救急センター医長
市長事務局へ出向	藤 岡 亮 太	市立川崎病院地域医療部担当課長
交通局へ出向	筒 井 康 仁	経営企画室担当課長
3月31日付退職 (局長級)		
退職 (部長級)	林 保 良	市立川崎病院担当理事
退職	山 田 英 正	総務部長
退職	栗 原 伸 芳	市立川崎病院新生児内科担当部長
退職 (課長級)	神 山 隆	市立井田病院事務局長
退職	稲 部 眞由美	総務部庶務課担当課長
退職	駒 場 瑠美子	市立川崎病院感染対策室担当課長
退職	船 尾 陽 生	市立川崎病院整形外科医長
退職	東 野 俊 洋	市立川崎病院リウマチ膠原病・ 痛風センター医長
退職	高 木 優 樹	市立川崎病院小児科医長
退職	金 子 剛	市立川崎病院泌尿器科医長
退職	武 田 利 和	市立川崎病院泌尿器科医長
退職	千代田 達 幸	市立川崎病院婦人科医長
退職	菅 規 久 子	市立川崎病院集中治療部医長
退職	鎗 木 友 子	市立川崎病院検査科担当課長
退職	樋 口 直 美	市立川崎病院食養科長
退職	郷 内 志 朗	市立川崎病院救命救急センター医長
退職	長 橋 隆	市立井田病院事務局庶務課担当課長
退職	西 村 友 子	市立井田病院看護部担当課長
退職	澁 谷 由 紀 子	市立井田病院看護部担当課長
退職	加治屋 祐 子	市立井田病院看護部副看護部長
退職	岡 部 和 代	市立井田病院地域医療部担当課長

(消防局)		
任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
総務部長	原 悟 志	予防部長
総務部担当部長 総務部庶務課長事務取扱	砥 石 勝 美	宮前消防署副署長
警防部担当部長 警防部警防課長事務取扱	下 山 亮 介	警防部指令課担当課長 (指令統制担当)
予防部長	日 迫 善 行	多摩消防署長
予防部担当部長	七 條 勇 佑	新任
予防部担当部長 予防部予防課長事務取扱	石 渡 英 幸	予防部査察課長
川崎消防署長	石 井 博 道	予防部担当部長
高津消防署長	富 樫 剛	総務部施設装備課長
多摩消防署長	白 石 与志夫	総務部人事課長
(課長級)		
総務部人事課長 総務部人事課初任教育訓練所長事務取扱	杉 山 哲 男	幸消防署警防第2課長
総務部施設装備課長	藤 原 收	高津消防署副署長
警防部指令課担当課長 (指令統制担当)	秋 葉 達 也	臨港消防署警防第2課長
警防部指令課担当課長 (指令統制担当)	渡 部 仁 志	麻生消防署警防第1課長
警防部航空隊長	鈴 伊知郎	臨港消防署副署長
予防部査察課長	原 田 俊 一	多摩消防署予防課長
臨港消防署副署長 川崎区役所担当課長併任	重 松 純	宮前消防署担当課長 (警防統括担当)
臨港消防署警防第1課長	北 嶋 知 巳	警防部警防課課長補佐 警防部警防課警防係長
臨港消防署警防第2課長	松 本 智 禎	警防部警防課課長補佐 警防部警防課消防係長
川崎消防署担当課長 (警防統括担当)	石 井 豊	多摩消防署警防第2課長
川崎消防署予防課長	岩 崎 敏 幸	幸消防署予防課長
川崎消防署警防第1課長	松 本 英 輝	総務部課長補佐 (企画担当)
幸消防署副署長 幸区役所担当課長併任	風 間 昭 一	川崎消防署予防課長
幸消防署予防課長	瀧 下 隆 男	予防部危険物課課長補佐 予防部危険物課規制係長
幸消防署警防第1課長	宮 島 孝 浩	総務部庶務課課長補佐 総務部庶務課消防団係長
幸消防署警防第2課長	井 澤 隆	臨港消防署課長補佐 臨港消防署警防第2課警防係長
中原消防署予防課長	小金澤 貴 史	予防部予防課課長補佐 予防部予防課予防係長
中原消防署警防第1課長	間 宮 雄二郎	宮前消防署警防第1課長
中原消防署警防第2課長	福 原 進	総務部人事課課長補佐 総務部人事課職員厚生係長
高津消防署副署長 高津区役所担当課長併任	伊 藤 聡 夫	川崎消防署担当課長 (警防統括担当)
高津消防署担当課長 (警防統括担当)	橋 本 昭 彦	川崎消防署警防第1課長
高津消防署予防課長	大 友 正 人	中原消防署予防課長

高津消防署警防第1課長	田 中 克 己	多摩消防署警防第1課長
宮前消防署副署長 宮前区役所担当課長併任	大 谷 幹 男	高津消防署担当課長(警防統括担当)
宮前消防署担当課長(警防統括担当)	佐 川 勉	臨港消防署警防第1課長
宮前消防署警防第1課長	菅 谷 由紀夫	中原消防署警防第1課長
多摩消防署予防課長	相 沢 淳 一	多摩消防署課長補佐 多摩消防署予防課予防係長
多摩消防署警防第1課長	山 本 久 夫	中原消防署課長補佐 中原消防署警防第1課警防係長
多摩消防署警防第2課長	望 月 廣太郎	高津消防署警防第1課長
麻生消防署担当課長(警防統括担当)	若 林 薫	中原消防署警防第2課長
麻生消防署警防第1課長	中 村 幸 雄	中原消防署課長補佐 中原消防署警防第2課警防係長
3月31日付退職 (部長級)		
退職	小 林 英 木	総務部長
退職	高 遠 英 夫	総務部担当部長
退職	酒 寄 恵 司	警防部担当部長
退職	原 尻 賢 司	警防部担当部長
退職	京 増 敏 彦	川崎消防署長
退職 (課長級)	森 下 泰 弘	高津消防署長
退職	井 口 正 雄	警防部指令課担当課長(指令統制担当)
退職	堀 口 和 彦	警防部航空隊長
退職	内 山 高 男	幸消防署副署長
退職	山 口 範 夫	幸消防署警防第1課長
退職	笹 本 和 彦	高津消防署予防課長
退職	木 所 純 一	麻生消防署担当課長(警防統括担当)

(教育委員会事務局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
教育委員会事務局担当部長 川崎市総合教育センター所長兼務	小 松 典 子	新任
総務部担当部長(教育改革推進担当)	橋 谷 由 紀	新任
教育環境整備推進室長	野 本 宏 一	総務部庶務課長
職員部長	小田桐 恵	職員部教職員課長
職員部担当部長	石 橋 俊 治	新任
学校教育部長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当部長併任	市 川 洋	新任
健康給食推進室長 総務企画局総務部担当部長併任	石 井 宏 之	中学校給食推進室長
川崎市総合教育センター担当部長 川崎市総合教育センター総務室長事務取扱	渡 辺 英 一	学校教育部指導課長
(課長級)		
総務部担当課長(人権・共生教育担当)	大 野 恵 美	新任
総務部庶務課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	池之上 健 一	生涯学習部生涯学習推進課長

総務部学事課長	久 保 慎太郎	総務部庶務課課長補佐 総務部庶務課庶務係長
教育環境整備推進室担当課長	松 井 雅 樹	市長事務部局から出向（まちづくり局総務部まちづくり調整課担当課長）
教育環境整備推進室担当課長	鈴 木 徹	学校教育部健康教育課長
職員部教職員企画課長	猪 俣 聡	職員部担当課長（県費教職員移管準備担当）
職員部教職員企画課担当課長	佐 藤 忠 光	職員部勤労課担当課長
職員部教職員人事課長	広 瀬 進	川崎市総合教育センター総務室長
職員部教職員人事課担当課長	植 村 裕 之	新任
職員部教職員人事課担当課長	落 合 隆	新任
職員部教職員人事課担当課長	安 藤 勉	総務部担当課長（教育改革推進担当）
職員部教職員人事課担当課長	大 塚 裕 司	総務部学事課課長補佐
職員部教職員人事課担当課長	佐 藤 茂 樹	職員部教職員課担当課長
職員部教職員人事課担当課長	渡 部 伸 一	職員部教職員課担当課長
職員部教職員人事課担当課長	望 月 貴 司	職員部教職員課担当課長
職員部教職員人事課担当課長	金 子 清	川崎市総合教育センター担当課長
職員部給与厚生課長	小 島 昌 子	職員部勤労課長
学校教育部担当課長（川崎区・教育担当） 川崎区役所保健福祉センター担当課長（地域みまもり支援センター担当）併任 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション担当課長併任 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション担当課長併任	猫 橋 則 文	新任
学校教育部担当課長（幸区・教育担当） 幸区役所保健福祉センター担当課長（地域みまもり支援センター担当）併任	田 中 眞砂美	新任
学校教育部担当課長（中原区・教育担当） 中原区役所保健福祉センター担当課長（地域みまもり支援センター担当）併任	小 林 勝 弘	新任
学校教育部担当課長（麻生区・教育担当） 麻生区役所保健福祉センター担当課長（地域みまもり支援センター担当）併任	川 村 雅 昭	総務部担当課長（人権・共生教育担当）
学校教育部健康教育課長	藤 村 崇	人事委員会事務局から出向（調査課長）
学校教育部健康教育課担当課長	辻 敏 明	新任
学校教育部指導課長 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長併任	森 有 作	中学校給食推進室担当課長
学校教育部指導課担当課長	岩 木 正 志	総務部指導主事（教育改革推進担当）
学校教育部指導課担当課長	佐 藤 俊 司	学校教育部担当課長（中原区・教育担当）
学校教育部指導課担当課長（支援教育企画・調整担当）	加 藤 るみ子	交通局から出向 （課長補佐・企画管理部庶務課庶務係長）
健康給食推進室担当課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	田 中 道 人	教育環境整備推進室担当課長
健康給食推進室担当課長	北 村 恵 子	学校教育部健康教育課担当課長
健康給食推進室担当課長	若 尾 弘	学校教育部指導課担当課長（支援教育企画・調整担当）
健康給食推進室担当課長	阿 部 信 一	中学校給食推進室担当課長
健康給食推進室担当課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	古 俣 和 明	中学校給食推進室担当課長

健康給食推進室担当課長	田 中 一 平	中学校給食推進室担当課長
健康給食推進室担当課長	末 木 琢 郎	生涯学習部生涯学習推進課課長補佐／生涯学習部生涯学習推進課企画係長
生涯学習部生涯学習推進課長	大 島 直 樹	職員部教職員課担当課長
川崎市立多摩図書館長	横 田 直 行	川崎市立多摩図書館課長補佐
川崎市立麻生図書館長	寺 戸 光 樹	総務部学事課長
川崎市総合教育センターカリキュラムセンター室長	鈴 木 克 彦	川崎市総合教育センターカリキュラムセンター担当課長
川崎市総合教育センターカリキュラムセンター担当課長	辰 口 直 美	新任
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター室長	栃 木 達 也	新任
川崎市青少年科学館長	五十嵐 豊 和	市長事務部局から出向（高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長）
(出向者) (部長級)		
市長事務部局へ出向	島 田 秀 雄	生涯学習部担当部長
市長事務部局へ出向	小田嶋 満	学校教育部長
病院局へ出向 (課長級)	山 田 秀 幸	職員部長
市長事務部局へ出向	石 渡 一 城	職員部担当課長（県費教職員移管準備担当）
市長事務部局へ出向	工 藤 圭 一	教育環境整備推進室担当課長
3月31日付退職 (局長級)		
退職	芹 澤 成 司	教育委員会事務局担当理事
退職 (部長級)	佐 藤 裕 之	教育委員会事務局担当理事（教育改革推進担当）
退職 (課長級)	丹 野 典 和	教育環境整備推進室長
退職	深 澤 洋 子	川崎市立多摩図書館長
退職	小 山 秀 一	川崎市立麻生図書館長
退職	外 山 明 彦	川崎市立日本民家園担当課長
(人事委員会事務局)		
任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
人事委員会事務局長 (課長級)	吉 田 孝 司	議会局から出向（総務部長）
調査課長 (出向者) (課長級)	日 笠 健 二	市長事務部局から出向 (総務企画局人事部人事課担当課長)
教育委員会へ出向	藤 村 崇	調査課長
3月31日付退職 (局長級)		
退職	小 池 義 教	人事委員会事務局長

(監査事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
財務監査課長	川 本 正 明	市長事務部局から出向 (麻生区役所まちづくり推進部総務課長)
(出向者) (課長級)		
市長事務部局へ出向	高 橋 謙 司	財務監査課長

(議会局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
議会局担当理事 総務部長事務取扱	野 村 正 人	市長事務部局から出向 (財政局財政部長)
(部長級)		
議事調査部長	宮 村 俊 秀	市長事務部局から出向 (建設緑政局総務部長)
(課長級)		
総務部庶務課長	渡 邊 光 俊	交通局から出向 (企画管理部経営企画課長)
議事調査部政策調査課長	渡 辺 貴 彦	市長事務部局から出向 (総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長)
(出向者) (部長級)		
市長事務部局へ出向	関 敏 秀	議事調査部長
人事委員会事務局へ出向	吉 田 孝 司	総務部長
(課長級)		
市長事務部局へ出向	石 塚 秀 和	総務部庶務課長
3月31日付退職 (課長級)		
退職	渡 邊 充	議事調査部政策調査課長

財政局長の略歴

生年月日 昭和33年4月17日 58歳
 住 所 相模原市南区新磯野
 学 歴 昭和57年3月 青山学院大学経営学部経営学科卒業
 職 歴 昭和58年2月 川崎市役所入所
 平成17年4月 財政局財政部財政課主幹
 (財政計画担当)
 平成20年4月 財政局財政部財政課長
 平成21年4月 財政局財政部参事・財政課長
 平成22年4月 総務局行財政改革室長
 平成24年4月 総務局人事部長
 平成25年4月 総務局秘書部長
 平成25年12月 総合企画局担当理事・スマートシティ
 戦略室長事務取扱
 平成26年4月 総合企画局担当理事・都市経営部長事

務取扱

平成28年4月 市民文化局長

市民文化局長の略歴

生年月日 昭和34年3月24日 58歳
 住 所 川崎市多摩区菅仙谷
 学 歴 昭和52年3月 法政大学第二高校卒業
 職 歴 昭和52年4月 川崎市役所入所
 平成16年4月 中原区役所総務企画課主幹
 (企画調整担当)
 平成18年4月 総合企画局自治政策部主幹
 (区行政改革推進担当)
 平成21年4月 総合企画局公園緑地まちづくり調整室
 長
 平成24年4月 市民・こども局市民スポーツ室長

平成26年4月 市民・子ども局シティセールス・
広報室長
平成26年9月 中原区長

環境局長の略歴

おお さわ た ろう
大 澤 太 郎

生年月日 昭和35年8月5日 56歳
住 所 川崎市幸区古川町
学 歴
昭和54年3月 県立川崎高校 卒業
職 歴
昭和59年2月 川崎市役所入所
平成18年4月 環境局総務部庶務課主幹
(労務管理・安全衛生担当)
平成19年4月 環境局総務部庶務課長
平成21年4月 総務局人事部人事課長
平成23年4月 環境局施設部長
平成24年4月 環境局地球環境推進室長
平成26年4月 環境局総務部長

幸区長の略歴

いし わた のぶ ゆき
石 渡 伸 幸

生年月日 昭和33年8月21日 58歳
住 所 東京都大田区仲六郷
学 歴
昭和56年3月 中央大学経済学部国際経済学科卒業
職 歴
昭和56年4月 川崎市役所入所
平成17年4月 総務局行財政改革室主幹
平成19年4月 健康福祉局総務部企画課長
平成21年4月 健康福祉局総務部庶務課長
平成22年4月 健康福祉局地域福祉部長
平成24年4月 総務局行財政改革室長
平成26年4月 幸区役所副区長
平成28年4月 市民文化局コミュニティ推進部長

中原区長の略歴

さぎ さか みつ ひろ
向 坂 光 浩

生年月日 昭和36年2月14日 56歳
住 所 川崎市多摩区宿河原
学 歴
昭和60年3月 中央大学第二理工学部土木工学科卒業
職 歴
昭和54年4月 川崎市役所入所
平成18年4月 麻生区役所総務企画課主幹
(企画調整担当)
平成20年4月 麻生区役所総務課長
平成22年4月 総務局人事部職員厚生課長

平成23年4月 総務局総務部庶務課長
平成24年4月 市民・子ども局区政推進部長
平成27年4月 麻生区役所副区長

高津区長の略歴

たか なし けん じ
高 梨 憲 爾

生年月日 昭和34年5月28日 57歳
住 所 川崎市多摩区長尾
学 歴
昭和58年3月 慶応義塾大学法学部政治学科卒業
職 歴
昭和58年4月 川崎市役所入所
平成17年4月 教育委員会事務局川崎市幸市民館長
平成18年4月 教育委員会事務局職員部勤労課主幹
平成19年4月 教育委員会事務局総務部企画課主幹
平成20年4月 教育委員会事務局総務部企画課長
平成22年4月 教育委員会事務局学校教育部指導課長
平成23年4月 教育委員会事務局職員部長
平成27年4月 高津区役所副区長

宮前区長の略歴

お だ じま みつる
小田嶋 満

生年月日 昭和33年12月27日 58歳
住 所 横浜市鶴見区本町通
学 歴
昭和57年3月 横浜国立大学教育学部卒業
職 歴
昭和57年4月 川崎市役所入所
平成20年4月 川崎市立東橋中学校教頭
平成22年4月 教育委員会事務局学校教育部担当課長
(多摩区・教育担当)
平成24年4月 川崎市立稲田中学校長
平成26年4月 教育委員会事務局総務部担当部長
(教育改革推進担当)
平成27年4月 教育委員会事務局学校教育部長

多摩区長の略歴

いし もと たか ひろ
石 本 孝 弘

生年月日 昭和34年3月28日 58歳
住 所 川崎市中原区下小田中
学 歴
昭和56年3月 武蔵工業大学工学部建築学科卒業
職 歴
昭和56年10月 川崎市役所入所
平成17年4月 まちづくり局計画部主幹
(神奈川口推進担当)
平成18年4月 まちづくり局神奈川口推進室主幹
平成21年4月 まちづくり局計画部都市計画課主幹

(都市基盤担当)
 平成22年4月 まちづくり局計画部都市計画課長
 平成23年7月 登戸区画整理事務所長
 平成27年4月 まちづくり局計画部長
 平成28年4月 まちづくり局市街地整備部長

会計管理者の略歴

やま だ しょう じ
山 田 祥 司

生年月日 昭和33年5月10日 58歳
 住 所 川崎市麻生区岡上
 学 歴
 昭和56年3月 東海大学理学部情報数理学科卒業
 職 歴
 昭和56年4月 川崎市役所入所
 平成17年4月 総務局総務部庶務課主幹
 (調査担当)
 平成18年4月 財政局管財部管財課長
 平成21年4月 財政局財政部庶務課長
 平成23年4月 財政局資産管理部長
 平成25年4月 高津区役所区民サービス部長
 平成27年4月 総合企画局自治推進部長
 平成28年4月 高津区長

交通局長の略歴

ひら の まこと
平 野 誠

生年月日 昭和33年6月5日 58歳
 住 所 川崎市高津区二子
 学 歴
 昭和56年3月 法政大学経済学部経済学科卒業
 職 歴
 昭和56年4月 川崎市役所入所
 平成16年4月 教育委員会事務局主幹
 (事務改善担当)
 平成17年4月 教育委員会事務局職員部勤労課主幹
 平成18年4月 議会事務局議事課長
 平成21年4月 議会局議事調査部長
 平成23年4月 教育委員会事務局総務部長
 平成25年4月 議会局総務部長
 平成27年4月 交通局企画管理部長

人事委員会事務局長の略歴

よし たか し
吉 田 孝 司

生年月日 昭和33年2月21日 59歳
 住 所 横浜市泉区緑園
 学 歴
 昭和55年3月 日本大学法学部法律学科卒業
 職 歴
 昭和55年12月 川崎市役所入所

平成17年4月 総務局総務部法制課主幹
 (訟務担当)
 平成18年4月 港湾局港湾振興部管理課長
 平成20年4月 港湾局港湾経営部経営企画課長
 平成22年4月 川崎港管理センター副所長
 平成23年4月 港湾局港湾経営部長
 平成24年4月 総務局担当部長
 (服務監察担当)
 平成25年4月 建設緑政局総務部長
 平成27年4月 議会局総務部長

総務企画局担当理事・都市政策部長事務取扱の略歴

きた あつ ひこ
北 篤 彦

生年月日 昭和34年9月25日 57歳
 住 所 川崎市中原区上平間
 学 歴
 昭和57年3月 法政大学法学部法律学科卒業
 職 歴
 昭和57年10月 川崎市役所入所
 平成18年4月 総務局市民情報室主幹
 (政策担当)
 平成19年1月 市民局シティセールス・広報室主幹
 平成20年4月 市民・子ども局市民文化室主幹
 平成21年4月 総合企画局都市経営部広域企画課長
 平成22年4月 市民・子ども局シティセールス・広報
 室長
 平成25年4月 市民・子ども局市民文化室長
 平成26年4月 市民・子ども局子ども本部子育て施策
 部長
 平成27年4月 健康福祉局総務部長
 平成28年4月 総務企画局都市政策部長

総務企画局担当理事・本庁舎等建替準備室長事務取扱の略歴

わ た た だ や
和 田 忠 也

生年月日 昭和33年11月2日 58歳
 住 所 川崎市高津区下作延
 学 歴
 昭和57年3月 横浜国立大学工学部建築学科卒業
 職 歴
 昭和58年4月 川崎市役所入所
 平成17年4月 まちづくり局市街地開発部事業推進課
 長
 平成18年4月 まちづくり局市街地開発部市街地整備
 推進課長
 平成20年4月 まちづくり局計画部景観・まちづくり
 支援課長

平成22年4月 まちづくり局計画部担当部長・
景観・まちづくり支援課長事務取扱
平成23年4月 まちづくり局市街地開発部長
平成24年4月 総合企画局公園緑地まちづくり調整室
長
平成26年4月 総務局本庁舎等建替準備室長
平成28年4月 総務企画局本庁舎等建替準備室長

健康福祉局市立看護短期大学長の略歴

さか もと のぼる
坂 元 昇

生年月日 昭和27年7月31日 64歳
住 所 川崎市宮前区有馬
学 歴
昭和57年3月 大阪大学大学院医学研究科博士課程修
了
職 歴
平成7年4月 川崎市役所入所
中原保健所保健予防課主幹
平成8年4月 宮前保健所長
平成9年4月 宮前区役所保健所長
平成10年4月 中原区役所保健所長
平成11年4月 健康福祉局健康部長
平成16年4月 健康福祉局保健医療部長
平成18年4月 健康福祉局医務監

まちづくり局担当理事・施設整備部長事務
取扱の略歴

うち の とし ゆき
内 野 俊 之

生年月日 昭和33年3月2日 59歳
住 所 川崎市麻生区細山
学 歴
昭和55年3月 武蔵工業大学工学部建築学科卒業
職 歴
昭和55年7月 川崎市役所入所
平成19年4月 まちづくり局指導部建築審査課主幹
(構造担当)
平成23年4月 まちづくり局施設整備部担当課長
(公共建築担当)
平成26年4月 まちづくり局施設整備部長

建設緑政局担当理事・総務部長事務取扱の略歴

すず き なお ひと
鈴 木 直 仁

生年月日 昭和33年1月21日 59歳
住 所 川崎市多摩区南生田
学 歴
昭和55年3月 東京農業大学農学部造園学科卒業
職 歴

昭和59年4月 川崎市役所入所
平成18年4月 環境局緑政部主幹
(緑政企画担当)
平成20年4月 環境局緑政部緑政課長
平成22年4月 建設緑政局緑政部緑政課長
平成23年4月 建設緑政局緑政部公園緑地課長
平成24年4月 建設緑政局緑政部長
平成28年4月 麻生区役所道路公園センター所長

臨海部国際戦略本部担当理事・臨海部事業推進部
長事務取扱の略歴

なか むら たけし
中 村 健

生年月日 昭和34年2月18日 58歳
住 所 横浜市青葉区大場町
学 歴
平成4年3月 埼玉大学政策科学研究科政策科学専攻
修了
職 歴
昭和59年10月 川崎市役所入所
平成18年4月 総合企画局都市経営部主幹
平成20年4月 経済労働局産業振興部工業振興課長
平成24年4月 経済労働局産業振興部長
平成26年4月 環境局地球環境推進室長
平成28年4月 経済労働局担当理事・公営事業部長事
務取扱

上下水道局担当理事・下水道部長事務取扱の略歴

せき ぐち ひろ し
関 口 洋 史

生年月日 昭和32年7月10日 59歳
住 所 神奈川県鎌倉市手広
学 歴
昭和55年3月 日本大学理工学部土木工学科卒業
職 歴
昭和55年4月 川崎市役所入所
平成19年4月 建設局下水道部主幹
(経営企画担当)
平成21年4月 建設局下水道部管路課長
平成22年4月 上下水道局中部下水道事務所長
平成24年4月 下水道部担当部長
(下水道施設担当)
平成27年4月 下水道部長

議会局担当理事・総務部長事務取扱の略歴

の むら まさ と
野 村 正 人

生年月日 昭和33年12月17日 58歳
住 所 川崎市多摩区中野島
学 歴
昭和56年3月 慶応義塾大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭和56年10月 川崎市役所入所
平成18年 4月 総務局総務部法制課主幹
(訟務担当)
平成21年 4月 議会局議事調査部政策調査課長
平成23年 4月 議会局議事調査部長
平成26年 4月 財政局しんゆり市税事務所長
平成28年 4月 財政局財政部長

正 誤

川崎市公報第1,720号(平成29年4月10日発行)1337ページ川崎市交通局公告(調達)第3号中「交通局長 飯塚 哲」は「交通局長 平野 誠」の誤り。